

総務委員会

令和2年6月22日（月）

午前10時00分～午後5時40分

議会第1会議室

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、  
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、  
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長
- ・企画調整部 大串企画調整部長
- ・佐賀駅周辺整備構想推進室 武藤佐賀駅周辺整備構想推進室長
- ・市民生活部 三島市民生活部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○松永幹哉委員長

おはようございます。これより総務委員会を開催します。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りします。

配付しております審査日程案のとおり進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了時までにお申し出ください。

それでは、総務部以外の職員の方は退席されて結構です。

◎関係職員以外退席

○松永幹哉委員長

それでは、総務部の議案審査に入ります。

第50号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第50号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

それでは、第50号議案について、ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○松永憲明委員

対象者が富士大和温泉病院の医師、それから技師、看護師、保健師というような話ですけども、その人数を各種別でお願いします。分かりますか、どのくらいの人数なのか。（「今の人数ですか」と呼ぶ者あり）

今の人数でいいです。対象人数。

○大野人事課長

今まで業務に該当した人数ということでしょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

温泉病院のほうで58人日ということで、それぞれの作業ごとの人数というのは大体把握しておりますけれども、ちょっと業種——ちょっとお待ちください。

○富士大和温泉病院職員

富士大和温泉病院です。対象人数としましては、医師が4名、技師が2名、看護師につきましては15名となっております。

○松永憲明委員

それじゃ、保健師はいらっしゃらないということですかね。

○大野人事課長

保健師は本庁のほうで勤務している保健師が対象ということになります。

○松永憲明委員

その本庁勤務の保健師の方はこれには含まれていないということですか。それとも、先ほど上げられましたから、上げられたということは、何人か、本庁の方であってもいらっしゃるということだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○大野人事課長

保健師のほうが発熱トリアージのほうの業務に従事しておりまして、そちらのほうで今までの現時点での日数が34人日というふうなことで聞いております。

○松永憲明委員

延べ人数34人ということでもいいですか。

○大野人事課長

そういうことです。

○白倉委員

保健師は延べ人数34人ということでもいいんですか。34日で、人数としては何人とか、また34とイコールにはならないんじゃないでしょうか。それに従事した保健師が何人いるかということですね。

○大野人事課長

ちょっと確認したいと思います。

○白倉委員

それともう一点、対象になるかならないか、なれば何人で何日かというのを聞きしたいんですが、取りあえずホテルに移動していただいた方がいらっしゃいますよね。感染されていたか、されていないかも含めて、そこに対応された職員もおられると思うんですね。その方たちはちょっとどんなふうになっているのでしょうか。

○大野人事課長

ホテルに移動された方というのは県のほうで対応されておりますので、市のほうでは対応しておりません。

○福井委員

勉強会のときに、予測で80件というような表現をされたんですが、実績が80件ですよ。そうすると、医師と、それから技師、そして看護師のそれぞれ割合はどんなふうになっていますかね。

○大野人事課長

勉強会のときに80件程度ということで御説明させていただいておりますけれども、その後、温泉病院とちょっとまた打合せを行いまして、その中で、例えば1人の人が3件やっていたとか、その辺の複数やっている部分とかございましたので、改めて精査したところ、先ほど申し上げましたとおり、件数支給人日としては58人日ということで把握しております。

○福井委員

それで、医師と、それから技師と看護師の割合はどうなっていますか、要するに掛け幾らというのは。

○大野人事課長

先ほどの温泉病院の人数はちょっと再度確認したいと思います。

それから、すみません。先ほど、保健師の人数ですけれども、延べ12人ということ。——実数が12人です。ごめんなさい。

○松永幹哉委員長

白倉委員いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○福井委員

あとは発熱トリアージの34人の人たちは、この分の人件費も県からですか。

○大野人事課長

この分は本市のほうで負担することになります。

○福井委員

その分の単価はどうなりますか。その分は、やっぱり支給額は1日につき4,000円という

ことになりますか。

○大野人事課長

支給額については、今県のほうと規則を確認しているところですが、感染リスクの大きさとかなんとかを踏まえて金額を設定したいと思っておりますけど、4,000円というのが一番危険な状況といいますか——ところを想定しておりますので、それよりは少なくなるかなというふうに考えております。

○西岡真一委員

4月1日施行ということで、さかのぼって遡及支給ということになると思いますけれども、職員の勤務実態に照らして、それで全部救えますか。4月1日以前にやった分とかは多分救えないことになるとは思います。

○大野人事課長

佐賀県のほうから受入れ要請があったのが4月であったということで、4月1日としております。それ以前については該当する業務はあっておりません。

○富士大和温泉病院職員

温泉病院です。先ほどの従事延べ数のほうですけれども、医師で11回、技師3回、それから、看護師で33回、あとそのほか、事務で11回となっております。以上です。

○松永憲明委員

いずれにしましても、非常に困難な状況の中で、頑張っていたというふうに私は思っております。ですから、この条例に沿って、しっかり対応していただきたいというふうに思うところです。

○松永幹哉委員長

ほかに質疑はないようですので、次に51号議案を審査します。

執行部に説明を求めます。

◎第51号議案 佐賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手を。

○白倉委員

この損害補償の基準額が変わることによって、佐賀市に及ぼす財政的な影響、それを教えてください。

上から、今現在、団長、副団長の人数と、ずっとですね。それで、消防作業従事者等というのは、どういう方が実際該当するんでしょうか。それも含めてお願いします。全体額と。

○杉町消防防災課長

佐賀市への影響ということですが、この補償については、佐賀市が支払いを本人

にしますが、その費用は、佐賀市が掛金を掛けている公務災害補償の基金のほうから全額市のほうに入ってきますので、直接的に市が負担するということは現実的にはございません。

○白倉委員

すみません。ちょっと勘違いしていました。要するに、基金のほうから下りてくるのがこの基準にあるということですね。

それと、最後の佐賀市消防作業従事者等というのは、どういう方が該当されるんですか。参考のために教えていただければ。

○杉町消防防災課長

消防作業従事者等ということですが、具体的に言えば、火災現場付近において、応急消火義務者の行う応急消火に協力を行った者というふうになっております。だから、消防団以外の方で消火作業に……

(発言する者あり)

一般の市民の方で手伝いをされた方ということになります。

○西岡真一委員

確認ですけれども、単価が上がって、それで、下の(2)の利率の見直しの中でも割引率の見直しということでしょうから、ということは何と言うのかな、5%から法定率、今大体3%ぐらいということで、引かれる分が小さくなると。どちらにしても、支給額は福利厚生上はアップするというふうに捉えていいですか。

○杉町消防防災課長

まず1つ目は、補償基礎額の改定でこの分が上がっておりますので、これに伴って支給される額はアップします。

それから、2つ目の法定利率の見直し、これが今まで5%だったものが、事故発生日における法定率が今3%というふうになっております。これは、前払いで一時金を、遺族補償年金ですとか障害補償年金、こういったものを前払いで本人が希望される場合はある一定額をもらうことができます。その場合に、本来もらうべき期日にももらう額からその期間分を割り引いて支給するというので、その分も5%引いていた分が3%というふうになりますので、その分はアップをすることになります。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、60号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第60号議案 佐賀市役所立体駐車場設計施工業務委託契約の締結について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。

○中山委員

出来上がり、完成はいつでしたか。

○渡邊財産活用課長

工期末が令和3年9月30日ですので、その二、三週間ぐらい前にはおおむね完成していると思います。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかにはないですか。

○福井委員

設計施工一括発注方式でスケジュールが短縮できる想定ということは、どれぐらい短縮されると見込んでいるわけ。

○渡邊財産活用課長

設計施工一括発注方式で6か月程度の短縮が見込まれるということで、設計施工を発注しております。以上です。

○白倉委員

落札率が99.90と1社で結構ぎりぎりのところの高い落札率なんですが、評価得点、もちろん70点以上得ることが条件で70点以上は得ているんですが、78.83、あと評価の部分で足りなかった部分、その辺は、主な理由だけで結構ですから述べてください。

○渡邊財産活用課長

評価としてちょっと悪い評価というか、プロポーザルのときに、駐車場が渋滞したときに緊急車両が出にくいのではないだろうかとか、あと、駐車場の出入り口の配置があまりよくないんじゃないだろうかという意見がございました。以上です。

○白倉委員

その中身の詳しいことはちょっと分かりませんが、駐車場の出入り口の配置がちょっと問題だということとか、緊急車両が出にくいとか、そういう部分というのは基本的に大事な部分なんですが、それは改善されそうなんですか。

○渡邊財産活用課長

契約締結後に設計を進めていきますので、そこで改善して、施工に進みたいなと思っております。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかにはないので、次に第61号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第61号議案 専決処分について（佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例） 説明

○松永幹哉委員長

今の説明について、質疑をお受けします。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はないようですので、次に第65号及び66号議案ですが、補正予算に関する専決処分ですので、一括して審査したいと思います。執行部に説明を求めます。

◎第65号議案 専決処分について（令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第2号）中、第1条（第1表）歳入全款） 説明

◎第66号議案 専決処分について（令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）中、第1条（第1表）歳入全款） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑のある方は挙手をお願いします。

○福井委員

基金の分の残高は今幾らなんですかね、それぞれ。財政調整基金と、それから合併振興基金の。

○大久保財政課長

5番の資料の4ページをお願いいたします。

5番の資料の4ページ中ほどに参考としまして表を掲載しておりますが、財政調整基金残高51億円、それから合併振興基金は28億円という状況でございます。トータル、全体の合計としましては、一番右側にありますとおり、224億4,000万円という状況でございます。以上でございます。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑がないようですので、次に第48号議案を審査します。

なお、歳入、地方債の補正に続いて歳出まで通して説明をお願いします。

◎第48号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）中、第1条（第1表）歳入全款、歳出9款、第2条（第2表）、第3条（第3表） 説明

○松永幹哉委員長

それでは、ただいまの説明について質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

資料番号2番の4ページ、繰越明許費のことなんですけれども、説明いただきました川副と三瀬のアナログのデジタル化ということで、ある時期からアナログが使えなくなるという問題が1つあるんですね。それと、今のところ、コロナの影響で部品が調達できないと。説明では9月定例会で契約締結、契約議案としてというふうな説明だったんですが、そういうふうにいけそうなんですか。今はもう6月で、コロナの関係なんかも含めて、9月で契約とか、そういうのはどんなふうな感じなんですかね。今の説明ではそうなっていますが。

○杉町消防防災課長

この繰越しについてですけれども、当初、業者のほうに工期に対するコロナウイルスの影響等を確認しましたところ、一部の部品で調達に時間がかかるものがあるということで説明を受けておりました。その後ちょっと時間が経過しまして、今、世の中のコロナの影響等も少し落ちついてきている状況でございまして、そういう中で、ある程度、期間的に調達のめどが立ってきたというところは聞いております。それで、来年度に繰越しをさせていただきます、来年度までの工期であれば、何とかできるというふうな見通しは立っております。

○平原委員

資料番号の3番、7ページ、スポーツ施設の整備事業費、市立体育館の空調設備の件ですけれども——あつ、歳出。了解。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次に第69号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第69号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表)歳入全款、歳出2款(1項18目を除く)、9款、10款5項、6項 説明

○松永幹哉委員長

それでは、ただいまの説明について質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。歳入を先にいいですか。

○村岡副委員長

歳入のほうで、新型コロナウイルスの交付金なんですけれども、これはそれぞれ事業が下に下りていっていますけど、事業を行うに当たって、今回の交付金に何か特別なこととかはありますか。例えば、時期を早く使わなきゃいけないとか、何かそういった感じで条件がついてきているのでしょうか。

○大久保財政課長

コロナ関連の対応ですから、国としても全国的に急いでやらないといけないということがありまして、特に条件としては対象外経費があるぐらいで、特段制約的なものはございません。例えば、対象外経費としましては職員の人件費ですとか、用地費とか、貸付金とか、そういったものは対象外ということですが、それ以外では、幅広く使えるような内容となっております。

○村岡副委員長

そしたら、例えば事業によっては、物が手に入らないとか、あとは事業の時期自体を考えなきゃいけないとかとなったときに、交付金自体は繰越しとかが可能なんですか。

○大久保財政課長



国のほうでは今回の分は繰越し可能ということで、Q&Aのほうでも示されております。以上でございます。

○白倉委員

歳出のときもちよっと後で聞きますが、もう少し予算をつけてほしいなというふうな部分がちよっとあつたりするんですね。

それで、歳入のほうでまずちよっとお聞きしたいのが、佐賀市へは6億8,500万円、一応割り振りがあつたということなんですが、国から示された計算根拠をちよっと示してほしいのと、それと、結果、今回のこれでは、佐賀市としては6億1,000万円ぐらいですかね、6億2,000万円ならないぐらいなんですね、予算を組まれているのが。県支出金は外しますから——外すんですよ。だから、そこの積み上げの何といいますかね、単純に言ったら、割り振られたのがあるのにまだ六、七千万残してちよっともったいないな、こっちにもう少しつけばいいのになという単純な感覚があるんですが、そこの計算根拠と積み上げの方式ですね、それをちよっとお願いします。

○大久保財政課長

今回4月30日に、国の1次補正予算ということで1兆円措置されました。そのうち、地方で自由に使える単独分としては7,000億円です。それと、国庫補助事業ということでは3,000億円、2種類ございまして、先ほど言いました6億8,500万円はこの地方単独分7,000億円のうち、佐賀市に割り当てられた分が6億8,500万円ほどとなっております。

その算定方法としましては、人口ですとか、財政力ですとか、感染状況、そういったものを加味されて、佐賀市はこの額ですよというのが示されたわけです。そして、残りの補助事業3,000億円というのは、まだこれからメニューが示されますので、これで佐賀市に幾ら来るかというのは、まだ分からないところです。

それから、もう一つ、6月12日に国が2次補正予算を成立させました。そのときに、臨時交付金が2兆円上乗せされたんですけども、その分については、それで幾ら配分が来るかはまだ分からない状況です。

そして、先ほどの2つ目のお尋ねです。6億8,500万円あるのに余っているんじゃないかというような見え方がしています。13番の資料の4ページ、最後に合計欄がございましてけれども、この財源内訳の国庫支出金の中に交付金と交付金以外というふうにあります。交付金が2億8,500万円ほど、これが臨時交付金として今回充当する分です。その右側の3億3,000万円ほどは国の別の補助金として下りてくるものですから、臨時交付金には充てていないものです。それと、ほかに県支出金というふうにあります。

実は6億8,500万円ありますが、4月24日に専決処分を15億円させていただきました。まだ、国の1次補正が成立する前でしたので、全額、基金のほうから15億円を充ててやっていたので、その後この臨時交付金が出ていますので、そういったものも、最終的には臨時交付金を充てられる分を充てていこうというふうを考えていますので、今余っているとい

う状況では、最終的にはないというふうに考えております。

ただ、今後の2次配分ですとか、2次補正の2兆円の分が幾ら来るのかとか、そういったものを見ながら、財源充当もですし、今後の事業展開も考えていく必要があるかなというふうに思っています。

○白倉委員

分かりました。そしたら、佐賀市の配分として6億8,500万円は担保されていると考えていいんですね。

それと、地方単独分が7,000億円、あとの3,000億円というのは、私たちはちょっとマスコミから聞いたりなんかするんですが、自治体に関してはどういうふうな説明が来ているんですか。3分の1の分ですね。

○大久保財政課長

この3,000億円は、国から補助メニューが示されますので、その補助事業をするかしないかということで、その財源が下りてくるということになっております。

それで、国の補助メニューが今のところ夏頃示されるのではないかなということですので、まだはっきりしていないという状況です。以上です。

○松永憲明委員

今回、およそ7,000億円が国のほうで臨時交付金に充当されるということであるわけですが、大体、通常国の予算に対して、佐賀県、佐賀市はどれくらいの割合で、その比率で下りてくるんですか。例えば、私が今まで教育関係でずっと流れを見てきました。何十年と見てきた中では、大体佐賀県が100分の1程度なんです。それに対して佐賀市はさらに県の4分の1ぐらいが来るといような状況だったんですけれども、そういうようになっているのかどうか、ちょっとそれを知りたいんですが。

○大久保財政課長

明確に率が示されているわけではないんですが、財政課としては大体国が措置した分の1000分の1が佐賀市の枠じゃないかなというふうに思っていますので、今回7,000億円の大体1000分の1に近い数字が来ていますし、感染状況が加味されていますので、その辺で少し少ない部分があったのかなというふうに考えております。以上です。

○松永幹哉委員長

それでは、歳入は。

○中山委員

12の冊子で、7ページ、先ほど16款の5の農林水産事業費県補助金の農業費県補助金で2,189万円のところですね。そのところの園芸作物ということで、バラとユリとか言われていましたけど、何か幾つかの条件とか、次期作に対しての——資料、その説明をお願いできればと思います。

○松永幹哉委員長

歳出の内容は、所管が農林水産部になっておりますので。

○中山委員

いやいや、歳入よ。

○松永幹哉委員長

歳入項目の条件等は分かりますか。

○中山委員

先ほどバラとかユリとか言われたんですけど、面積とか幾つかあったんじゃないかなと思うんですけどね、次期作の。

○大久保財政課長

品目がかなり分かれておりまして、バラ、ユリ、カーネーション、コショウラン、キク、トルコキキョウとか、その他というふうにいろいろ分かれておりまして、それぞれ単価もちょっと違いがございます。バラ、ユリ、カーネーションが10アール当たり20万円、コショウランが10アール当たり80万円、キク、トルコキキョウ等が10アール当たり10万円といったものでの積算根拠となっております。

○松永幹哉委員長

あとは歳出のほうの資料で参照してください。

○白倉委員

これは予算づけの確認だけですが、農林水産部からも追加資料でもらっているんですが、佐賀市においては佐賀県と全く同じ条件で積算したと考えていいんですか。そこだけですね。

○大久保財政課長

今回、県と単価等は同じということでございます。

○松永幹哉委員長

それでは、歳出について質疑のある方は——歳入でまだ何か。

○西岡真一委員

ちょっと確認です。

先など、残り3,000億円の分の話がちょっと出ておりましたので、1000分の1であと3億円ぐらい、これは国の補助メニューと言われましたけれども、ということは、補助金事業を実施するということにして、そこに市の単独予算かなんかつけてやるということになるのでしょうか。それか、補助裏にこれを使えますよとか、そういう話なんのでしょうか。そのちょっと確認ですが。

○大久保財政課長

補助事業ですから、国がメニューを示されまして、それに取り組む、取り組まないというのは自治体の判断になってくるかと思っておりますので、補助金の地方負担分のところにこの補助金を充てていくということになります。

○西岡真一委員

つまり、市の新たな持ち出しは発生しないと、実質的な持ち出しは発生しないという理解でいいんですか。

○大久保財政課長

まだメニューそのものが示されていませんし、いろんな形がありますので、全くないかと言われるとちょっと断定できないものがありますが、ある程度、市の負担は軽減されるものというふうに考えております。

○平原委員

13番の資料の3ページ、緊急雇用対策事業ですけど、3,100万円ほど予算を計上されていますが、この中で、新型コロナウイルスで失業された方の影響で生じた云々とかいう事業内容ですが、これはどうやって、まず調べられるんですか。

○大野人事課長

申込み時とか面接を行う際に、解雇等により職を失ったことを証明する書類、あるいは採用内定を取り消されたことを証明する書類、そういったものの提出をお願いしたいと考えております。

ただ、どうしてもそういった書類等の提出が困難な場合もあろうかと思っておりますので、そのときはその旨御相談をしていただいて、対応方法を考えていくと。場合によっては、面接時に口頭で確認するというようなケースも出てくるかと思っております。

○平原委員

採用予定が20名というふうになっておりますけれども、この採用の20名に達しなかった場合、もしくは20人を超えた場合はどういう対応をされますか。

○大野人事課長

20名以上になった場合ですけれども、一応面接を行いますので、その中で20名というふうに、まずは確保したいと考えております。

ただ、業務によっては短い期間もありますので、その業務が短くて、予算等が余っているような状況であれば、さらに追加して、公募をしていきたいというふうに考えております。申込みには達しない場合は、随時募集を続けていくことになろうかと思っております。以上です。

○平原委員

先ほどの説明では来年、令和3年3月までというふうになっているようですけれども、この方々を雇用した後というのはどうされますか。例えば、20人に達しました。20人ほど雇用しましたと。だけど、来年の3月31日で雇用期間が切れますと。切られる20名に対しての対応というのは考えられていますか。

○人事課職員

今回の予算でつけているのが今年度の3月末ということになっておりますけれども、基本

的に成績優秀ということであれば、来年度以降の任用というのも可能になります。その場合、予算の担保がありませんので、各原課が来年度の補正予算ということで、通常の事務補助等につける予算があります。そちらのほうで、雇用するということは通常します。

ただ、基本的にこの方は一時的に今必要とされている方という前提ですので、できれば、今年度中に新しい職のほうに就いていただければというふうには考えています。以上でございます。

○平原委員

先ほどの答弁では、何かその20人のうち、優秀な方は継続してみたいな答弁だったと思うんですけど、それはどこで決められるんですか。

○人事課職員

必ず、人事評価というのを実施しております。もちろん実際に雇用している所属長のほうに、特に、辞めるときや、任期満了するときとかに評価表を出していただきますので、そういったところで判断します。ぜひ任用を引き続き行いたいというような評価であれば、人事課としても、新たに任用を希望する課があれば、そちらのほうで引き続き任用するというようなケースは今でも普通にあります。

○白倉委員

関連なんですけど、まず1点目は、実際困っていらっしゃる方がたくさんおられると思うんですけど、私たちがちょっと把握する範囲でも。それで、20名からもう少し増やせなかったのかと。先ほどの予算じゃないんですけれども——という考えがありますので、20名ということに決めた理由、それが1点。

それともう一点は、なるべく早くというふうな思いでのスケジュール、6月定例会でこれが可決されたとしてのその後のスケジュールはどういうふうにご検討されているのかというのをまずちょっとお願いします。その2点。

○大野人事課長

今回20名というのが、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして新たに発生した業務とか、繁忙となった業務に係る部署にいろいろ聞き取りを行いました。それからまた、ほかの自治体でも同様な事業等をやっておられますので、そこら辺を踏まえまして、20名というところで決定したところでございます。

スケジュールですけれども、今回予算を承認していただき次第、早急に募集案内等を行いまして、なるべく早く、7月下旬までには面接等を行い、採用等を実施できればというふうにご検討いただいております。

○白倉委員

庁舎での聞き取りで人数が20人というふうなことで、分かりました。

それと、コロナウイルスの影響ということならば、次3点聞きたいんですが、その方が今まで正社員であったのか嘱託であったのか、そういうことは一切関係ないのかというの

が1点。

それともう一点は、その方が主に生計を支えているというふうな条件も入らないのかどうか。例えば、パートナーの男性がいて、世帯主の男性と関わりなく、女性が失業されているという場合も多いんですね。そういうことは一切関係ないのかというのが2点目。

それと3点目は、そういう条件の採用ならば、年齢制限があったら、基本的にはおかしいんですね。ですから、年齢制限はどういうふうに考えておられるのか、全然ないのかどうかというその3点をお願いします。

○大野人事課長

正規かどうかということですが、そこら辺は特に今のところ、制約をかけるつもりはございません。

あと生計を支えているかどうかというのは、面接の中で聞き取りができればいいんですが、なかなかそこら辺、個人的な情報とかになります。どこまで聞けるかというのはちょっと分からないので、今の段階でそこに制限をかけるということは考えておりません。

それから、年齢制限ですけど、当然ながら年齢制限を設ける予定はございません。以上です。

○松永憲明委員

69号議案の消防費の災害対策費についてです。

別資料で総務部5の資料を出していただきましたが、その他の拠点備蓄という項目に防護服、それから密閉式ゴーグルというのがございます。これはどういう場合に各避難場所で使うというように考えておられるか、ちょっと御説明をお願いします。

○杉町消防防災課長

この防護服ですけども、まず考えているのは、議案質疑のときにもちょっと御質問がございましたけれども、コロナウイルスが世の中で蔓延しているような時期において災害が発生した場合、災害派遣等で来られる自衛隊の方たちが、その感染症が発生した避難所等の消毒とか、そういったことを行う際に防護服を使っていただくことをまず想定しております。

これについては、自衛隊なので、そういった装備類はまず持ってあるんじゃないかというふうに私どもも思っておりました。それで、確認したんですけども、まず初動で出る方たちの1人に1つずつは装備としてあるということですが、それを使った後また交換するというか、その後の予備の分がお持ちではないということでもございました。それで、ぜひ自治体等でそういうのを備蓄していただくと、自衛隊としては助かるというふうに自衛隊のほうからも要望等がございましたので、市のほうでも備えるようにしたところで、す。

ゴーグルも同じように、そのとき一緒に使うものです。ここに書いてある分は全部、防

護服と併せて使うものの備品類になります。

○松永憲明委員

そうすると、上から、サージカルマスクからその他の拠点備蓄の保護手袋まで、こういったものを収納しておく場所というのは、そういった倉庫類は各避難場所、公民館等に設置できているんですかね。

○杉町消防防災課長

一応、公民館等に防災倉庫というものを設置して、それが済んでいるところには、そこに入れたいと思っております。

ただ、公民館も全てに倉庫が設置されているところばかりではございませんので、そういったところについては、市内に8か所、拠点の備蓄倉庫がございますので、そういったところに分散して配備したり、また支所等、こういったところにも配備したいというふうに考えております。

○福井委員

関連です。

この分の、今避難者用として出ている分の個数を算定された根拠といたしますか、例えば、今言われたように、避難所といっても1次避難所で、校区の公民館だけでも30近くあると。2次になるとまた学校等もあるのでいろいろあるわけですが、こういう場における個数の根拠ですね。

感染症にかかって、また同時に災害が起こったような場合は、ほぼ同じようなレベルで調達しなければいけないということになってくると思うんですけど、そうした場合に、例えば、卑近な例で挙げれば公民館あたりとした場合に、ほとんど均等に割り振られるものなのか。その辺の考え方と、例えば、組立て式段ボールベッドとか簡易ベッドとか、ぱっと見た感じの個数は大変少ないですよ。どうやってこういうふうな数字を算定されたのか、ちょっとその辺の理由をまずお伺いしたいと思います。

○杉町消防防災課長

御質問の算定の根拠ですけれども、まずは、1次避難所である公民館等、37か所ございますけれども、こういったところに、まずは均等になるように配付していきたいと思っております。

ただ、数的に全部に行き渡るような数ではない部分もございます。消毒液等は複数ございますので、そういったものは、1次避難所とか2次避難所、3次避難所に各二、三本ずつ配備したいというふうに思っております。

それから、簡易ベッド、段ボールベッド、こういったものにつきましては、各1台をまず1次避難所に配備して、それ以外の部分は拠点備蓄倉庫のほうに保管して、災害のときの必要に応じ、それを使用していきたいというふうに考えているところです。

災害の状況と、あと避難者の数と、また、避難所を開けている数にもよりますので、こ

の数があれば絶対足りるところはなかなか難しいところでもあります。確かに多ければ多いほどいいんですけども、備蓄品等はまた保管場所等の問題もございます。例えば、段ボールベッド、こういったものについては結構場所を取り、保管場所を必要とするものでもございますので、なかなか数多く、これを例えば、学校の体育館等に置いておくというのが——もともと保管場所がないということもございますので、ちょっとそういった問題点もございまして、こういう数にしております。

○福井委員

それにしても、全体予算が約1,000万円で、これだけの備品を集める中でのこれぐらいの予算であれば、はっきり言って、もうちょっと備蓄しておいていいのではないかと。例えば、場所がないからと言うけどね、いざとなったときに調達では恐らくかなり困難だと思いますよ、災害がどんと起きたような場合にはね。そういったことから考えてくると、危機管理におけるその辺の思想というか、ちょっと足りないなという感じがするんですけど、それと、基本的にここに新型コロナウイルス感染症対策に係る調達予定費になっているけれども、仮にコロナの第2波みたいなものが副次的に起こったような場合に、例えば、お見えになった方たちの中に感染者もおられる可能性がある。当然分けなきゃいけないと、こういうふうなこともなってきますよね。そうすると、体調が悪かったりなんかすると、そういったときに対応するための備品、いろんなものがこれから必要になってくると思うんですけども、その辺についてのこれは全く入っていないのかなという気がするけど、その辺は想定なしですか。

○杉町消防防災課長

今回購入します中で、例えば、段ボールベッドとか簡易ベッド、こういったものは、ちょっと症状がある方とか、あと体がちょっと弱くて支援を要する方とか、そういった方に対して使っていきたいというふうに思っております。

あとは段ボールベッド、こういったものにつきましては、佐賀市が今、協定を結んでおります団体でA-PADというところがございます。佐賀市の松原のほうに事務所があって、久保田支所のほうに備蓄品等は保管してございます。そちらの中にも段ボールベッド等はございますので、こちらのほうから要請をすれば、向こうのほうからも一応提供していただけるという確認は取っております。

ただ、ほかのほうでも災害が起きているとか、そういった場合は、優先順位等は向こうのほうでつくられますので、必ずそれが使えるということではございませんが、うちから一応要請したときにはそういうものを使わせていただくことは確認を取っているところでございます。

○西岡真一委員

これは避難所で使う物品ということで、先日の勉強会のときにもありましたけれども、実際には地域の公民館とかで使われることになろうかと思えます。



それで、これはこの間出してもらった公民館長会議の資料と、直接にはリンクしないということですかね。つまり、公民館長会議で出された資料内容というのは、特段の予算措置を伴うというものではないと。この予算とは特に関連しないというもの、そういう理解でよろしいですか。

○杉町消防防災課長

この間、資料として提出しました公民館長会議の資料というのは、市として今、こういうふうな考え方で避難所運営を行っていきますという考え方をまず示しているというところで、そのことについての予算措置を伴うものではございません。

○西岡真一委員

そういうことになりますと、資料にありました新たな対応への早期の避難所開設でありますとか、避難所における感染症予防とか、これは必ずしも公民館職員がこれをやらないといけませんよという意味ではなかったということですか。ちょっと確認ですけれども。

○杉町消防防災課長

委員おっしゃるとおりでして、開設そのものは職員のほうで対応いたしますので、公民館のほうにさせていただくというものではございません。

○西岡真一委員

ちょっと意見ですけれども、この間の勉強会の後、自分の地区の公民館長に聞いたら、やっぱり頭を悩ましていましたね。自分がやらんといけないことだと館長たちは思い込んでいたということで。これはかなり詳細な内容ですので、先日の説明では、まだ未定稿、検討途上のものだったんですけれども、未定稿ですよとか、案ですよとか、そういう明記はないわけです。

あまり外に出してはいけないものであったら会議で回収しておくとか、ちょっと今日は見ただけで、後で回収しますとか、現場の公民館長たちを誤解させないような、そういう配慮というのはちょっと必要だったかなと思います。

それがないので、この間の勉強会のようなことになったんじゃないかなと思っていますので、これはちょっと意見を申しておきます。こういう内容を説明するいうときに、時期的には出水期前ということで早めにやっておかないといけなかったと、それは分かりますけれども、だったら、少し説明を尽くしておくべきか、あるいは資料の取扱いをもうちょっと工夫しておくべきじゃなかったかなと思います。以上です。

○池田総務部長

御指摘のとおりでございます。書き方も、非常に主語がない部分があって、かなりの誤解を招く書き方、公民館長がしなければいけないように受け取られた方がいらっしゃると思います。

それと、申し訳ありません。本当にさも決まったような形を出しておったことをちょっと反省しております。申し訳ございませんでした。

○松永憲明委員

大きく避難所用と、それからその他拠点備蓄という2つの項目で書いてあるんですけども、これまでの避難実績では、1次、2次の避難所だけじゃなくて、各自治公民館に避難された方も数多くいらっしゃいましたですね。昨年、あるいは一昨年度を含めてみましてもですね。そういう状況からして、自治公民館のほうにも、この避難所用という中での備品というのは、配付されるということになるんですか。

○杉町消防防災課長

今ここに掲げている分は、あくまでも市の指定避難所で使う分というふうに考えております。

○松永憲明委員

ですからね、指定避難所に置くということで考えられているでしょうけれども、実際の避難場所というのは、自治公民館に避難されている人がかなりの数あったわけですね。数もずっとこれまで、人数を出してあったですよ。そういうことも念頭に置いておかないと、必ずしも1次、2次の避難所に全ての人が避難するというじゃないわけですから、そこら辺は十分配慮しておく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○杉町消防防災課長

今、自治公民館の話が出ましたけれども、自治公民館というのは、地域の自治会とか、自主防災組織とか、そういった方が避難等に使用されていると思います。

今、市のほうでは、自主防災組織に対しての補助金というメニューを設けておりまして、その中で、備蓄品等の資機材、こういったものの整備についても補助しておりますので、そういうものを活用して備蓄品等の整備を行っていただくようにこちらのほうからも呼びかけをしたいと思います。

○松永憲明委員

現実として、そうなっていないところもかなりあるわけですよ。ですから、そこはきちっと調べていただいて、対応をぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○杉町消防防災課長

自治公民館にどのくらい避難者がいるというところが、こちらのほうでもなかなか細かいところまでは把握し切れておりません。

ただ、聞いているところでは、山手のほうの富士とか、そういったところではやはり距離等の問題もありまして、自治公民館に自分たちで避難されているというのは、こちらのほうもそういう認識は持っております。ある程度予測されるような山手のほうのすぐに備蓄品を持っていけないような自治公民館、こういったところについては、市のほうで資機材等、備蓄品がございませけれども、あらかじめ幾らかそこに配付しておくということもこちらのほうで考えております。

○松永憲明委員

昨年、あるいは一昨年の避難の実績があるわけですから、それを見ていただいて、そこら辺は当然考えていただけるんじゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○福井委員

すみません。もう一遍、資料5のところを見て、基本的なことをちょっとお伺ひしたいんですが、組立て式段ボール間仕切りというものが300個になっていますが、これは具体的にどんなふうな段階で使用するものなのか。端的に言えば、校区の公民館あたりだとこの間仕切りでどんなふうにしていくのか。それと、組立て用の段ボールベッドというものと、それから簡易ベッド、この辺の使い方というのはどんなふうを考えているのか。

はっきり言って、コロナ感染患者である人の場合は、そこでとどめておくというのも一つの方法かもしれませんが、緊急性であるとか、あるいはその災害の状況にもよっては、早急に病院のほうに救急搬送したほうがいい場合も出てくる。そういった場合の対応を果たして1次避難所なんかでできるのかどうか。ただ隔離しておくというようなことが頭の中にはあると思うんだけど、そういう現実的なことを考えながら、このような数字なんかも組み立てられているような感じとはちょっと思えないので、その辺の流れをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○杉町消防防災課長

感染が疑われるような方がいらっしゃる場合とかについての御質問ですけれども、まず、段ボール式の間仕切りにつきまして、これは、部屋の面積があまり広くなくて、そこである程度感染を防ぐために分かれて、それぞれの避難者がおられるときにちょっと区切りをつけるために活用するとか、あと体育館等では、ある程度感染を防いでいくというふうなことを考えております。

熱がある方とか、そういった方の対応ですけれども、避難所というのは、あくまでも災害の難を逃れるために一時的に避難するための場所ということになっておりまして、熱がある方をそこでずっと見ておくということはなかなか本来的に厳しいかと思っておりますので、災害が収まって行動できるような状況になれば、そういった方はすぐに病院等を受診していただきたいと思っております。

また、事前の市民への広報としまして、日頃から健康管理をチェックしていただいて、熱等がある場合は早めに病院にかかってもらって、体調管理をしていただくというようなこともお願いしているところでございます。

○福井委員

多分それは、間仕切り関係を含めて、以前出された例の公民館長に示された資料の図面なのかなという思ひで見ているんだけど、その辺のことで前後の後に至るための積算になっている——こういうふうな考え方でやっていますよというのが目に見える形になっていないのでね、我々としてもこの数が適正なのかどうかということの判断はつきにくい

というのが1点ですよね。

信じてくださいと言えば信じるのか信じないかという問題になるけど、果たしてその辺の根拠はどうなのかなということになってくると、私はちょっとまだ説明が不十分なのかなという気がします。

また、いざとなったとき、例えば、具合が悪い人が戻りました、あるいはいろんなことをやって、トイレも行ったらとんでもないことになりましたというようなときの非常用のキットとか、そういうものは、果たして準備してなくていいのかなということも思いますよね。この中にそういうのは入っていませんよね。その辺の対応はどう考えられていますか。

○杉町消防防災課長

発熱者等への対応、備蓄品ですけれども、トイレ等も一般の方と分けて、使う場所を分けるとか、そういったことも考えておまして、トイレが複数ある場合は、そこを健常者、それから、ちょっと症状があつて疑われる方は別々のトイレを使つていただくというふうなことを考えております。どうしても施設の構造上、1つしかトイレがないというようなところは、備蓄品の簡易トイレを配備しておりますので、そういったものを使用して、分けて御利用いただくというふうなことを考えております。

○福井委員

いずれにしても、その辺は物品の予定にもこうやって挙げられていますけれども、そういういざというときを想定しながらもう少し対応していただかんと、先ほどの西岡真一委員の話じゃないですけれども、いざとなつて、災害がぼんと起きて、皆さんが避難しなきゃいけないようになった場合に、現実的に対応は恐らくできませんよ。体調の悪い人もいるとなつたときのことを考えてみればね。やっぱりその辺のことはもっと慎重にならなくちゃいけないと思うし、根拠であるとかいろんなことも含めて、もう少しシビアに考えて対応しなくちゃいけないと思いますけど、部長その辺はどうですか。

○池田総務部長

おっしゃるとおりだと思います。そもそも避難所自体を、最初の検温等で健康な方、それから、少しでも症状とか熱がある方に分けてするという想定でしております。

ただ、今も保健福祉部のほうと調整しながら対応しておりますので、これで全部終わりというわけではございません。先ほど申し上げました公民館長会でお知らせした分につきましても、まだまだ内容を検討中でございますので、そこはなるべくしっかり、熱のある方、症状のある方への対応を含めて避難所の運営を今後詰めていきたいと思つています。以上でございます。

○村岡副委員長

すいません。ちょっと根本的なことをお伺いしたいんですけれども、今回、この備蓄品を整備されるのに、約1,000万円かけられています。これは順番として、必要なものを積

み上げていったのか、1,000万円なのか、1,000万円というおおよその目安ありきで、物、数を合わせていったのか、どちらですか。

○杉町消防防災課長

これについては、必要なものをうちのほうで考えまして、積み上げをしていったところでございます。

○村岡副委員長

課のほうで検討されたということですが、備蓄品で必要なものというのは、現場に聞き取りされなかったということですか。

○松永幹哉委員長

現場に聞かなかったかということです。

○杉町消防防災課長

市のほうでは、避難所対応等は避難班というところがございまして、主に保険年金、また、市民生活、そちらのほうで避難所運営に当たっております。

必要なものはそちらのほうとも一応話をして出しておりますが、細かい数的なものまでは、あくまでもこちらのほうで主体となって検討しまして、決めさせていただいております。

○村岡副委員長

話を聞いたと。現場の声を反映しているかどうかは、課内の協議だけで決めたということなんですか。

要は、今回のやつだけでそろえられた新しい品物もありますけど、従来あるものを増やされた部分もあるじゃないですか。さっき言われた段ボールベッドなんかというのは、これは一般質問でも出ていましたけれども、今備蓄しているのは12台とおっしゃったんですよ。流通備蓄で確保できているのでという答弁があったんですけど、今回そこに50個増やされているんですよ。現場でこれだけあるんだけれども、これくらい必要だという認識の下で数を出していかないと、要はそういうふうな考え方の基準というのが示されていないのに何で数が出てくるのかというのがおかしいところなんです。数を検討された根拠というのが示せないでしょ、今のまんまだと。その点どうなんですか。

○池田総務部長

段ボールベッドと簡易ベッドですが、避難者一人一人に対応して、その数を算出しているわけではございません。先ほど答弁で申したように、寝る、起きるが物すごく大変な方、高齢者の方ですとか、あと避難所に来られた方で症状がある方、そういった方を対象としております。とはいえ、各公民館に各1個ずつ、2台になりますけれども、そこはまずもって配備しておこうと。残った分、簡易ベッドについては13台、段ボールベッドについては二十数台ですか、それは拠点備蓄倉庫の8か所の中に分散して、避難所で事が生じた場合に弾力的に運用できるように、そこから運んで運用すると。それでも足りなくなった場合

については、先ほど申し上げたA-PADジャパンのほうに依頼して、流通で対応してもらおうという考えでこの数字をはじき出したところでございます。

○村岡副委員長

何で議会がこんなふうにつく言っているかということ、このコロナでいろいろ対応を執行部のほうに求める際に、議会のほうから様々こういう対応を取ってほしいということで、意見・要望という形で出しているんですよ。その中でも、この6月に入ると、雨の災害が心配なので、その辺のところの整備をきちっとしてほしいというふうに会派の意見の中で取り上げてもらっているんです。それで今のこの状況なんですよ。

先ほど公民館長会で出された資料というのは、もっと早く出来上がって、その指針に基づいてこういう備蓄品の数を整備するという方向でないと、先ほど西岡真一委員から言われた内容で予算と関係ないという答弁をされましたけど、あり得ないんですよ。避難所の運営、公民館に任せるんじゃないくて、市がやらなきゃいけないという認識の下での資料を作られたとしたら、なおのことです。この意味、分かりますか。

議会としては、3月定例会一般質問をやめてまで、今後のコロナ対策を取ってほしいということで対応を求めていたわけです。執行部の負担にならないようにということで、議会でまとめて、こういう対応をしてほしいというのを出していた中に入っていたにもかかわらず、今のこの状況なんですよ。その意見を出されてから、もう1月以上たっています。にもかかわらず、この備蓄品をそろえる数の根拠に、そういう指針なり、ガイドラインとしてのもが出せていないというのは本来おかしいですよ。正直危機管理がなってないと言われてもしょうがないですよ。この点についてちょっと答弁いただけないですか。

○池田総務部長

個別の数の想定としまして、一般質問のところでも答えたとおりになんですけれども、先ほど申し上げました段ボールベッドについてはこうですよ。サージカルマスクにつきましても、そもそもの備蓄が10万枚ございました。この間、いろんな医療機関とかへの供出のために4万枚少なくなっていたので、その分を元に戻すという形での4万枚でございます。

先ほどの話とダブりますけれども、消毒液とかも、各避難所109か所あるところに二、三個ずつ置いて、なおかつ、長期化した場合に備えて、拠点備蓄倉庫のほうに余分の分をストックする形としております。

全体の方針の中で細かく、こうこうこうというのは決めておりませんでしたけど、それぞれの項目別につきましては、そういった形での積み上げで、先ほどこの数字ありきなのかということでは言われましたけれども、個別の積み上げで持ってきて、今回の調達予定物品としたところでございます。

○村岡副委員長

そういうことでしたら、今までそういったものの積み上げの中で数を出されたということですので、今提示されている数はすぐそろいますね。今、消毒液が足りないとかと言わ

れていますけれども、ここに掲げてあるやつはすぐそろいますね。本来であれば、そういうふうなルートなり何なりをこれまでの間に構築してというのがないと、これは架空の数字になりますので、大丈夫ですか。

○杉町消防防災課長

今、ここに書いてある物品等は、業者のほうに発注をすれば入ってくるという確認はできております。

○平原委員

今、強く副委員長のほうからも御指摘があったんですけど、37か所の第1次避難所についての聞き取り等よりも、他の部署との連携によってこの数字を出されたというふうな捉え方を僕はしたんですね。じゃあ、1次避難所の37か所、ここに項目が挙げられている品物等についての在庫はきちっと把握されていますか。どこの1次避難所に項目の中の幾つあるとか、そういう把握はきちっとされていますか。

○杉町消防防災課長

備蓄品の管理ですけれども、これについては、市のほうで備蓄品の台帳を作っておりますので、その中で総数とどこに幾つあるというふうなことは把握しております。

○平原委員

そしたら、ここの避難所には備蓄が余計に行くとか、足りないものに対してきちっと行っているとか、十分にあるけれども、またさらに増えるというようなことにはならないということですね。

○杉町消防防災課長

そこは現状の数を見ながら、足りない分については補充していくというふうなことでやっていきたいと思えます。

○平原委員

例えば、段ボール間仕切り、この図面にされているんですけども、第1次避難所で段ボールでの区切りをした場合、大まか何人までしか入らないというようなことが想定できるわけですよ。ということは、次の第2次避難所とか、そういったところについての模索といたしますか、調査といたしますか、ここで不足した場合は、この地域については、ここの避難所を第2次避難所とすると、そういった作業は進められていますか。

○杉町消防防災課長

まず、この1次避難所が数的にいっぱいになったというふうなことになるれば、次の段階は2次避難所を順次開けていくということにしております。それについては、今、保健福祉部、また、市民生活部のほうで、そちらが避難所運営に当たる担当となっておりますので、例えば体育館とか、そういったところの施設関係を事前に確認するとか、そういう作業を行っております。

○平原委員

だから、今そういう作業をやっていますは分かるんですけども、現時点で例えば、1次避難所はこの37か所ですけども、第2次避難所はここですよというところまでは、全部決められているという状態なんですか。

○杉町消防防災課長

1次避難所と2次避難所というのは、それぞれ市で指定しております。その災害の状況に応じまして、例えば、河川沿いで河川が危ないということになれば、その沿線の浸水が想定されるような区域の2次避難所、例えば、小学校とか中学校、こういったところの体育館がまずは候補になってくるかと思います。

○平原委員

今の答弁では第1次避難所、第2次避難所まで決まっていますよという答弁でしたよね。災害プラスコロナが発生したときに1次避難所、2次避難所で対応ができない、オーバーしてしまうというケースも考えられると思うんですけど、第3次避難所的なところについての議論、選定、その辺はどうなっていますか。

○杉町消防防災課長

3次避難所も、これは主に県立の学校と高等学校等になっておりますが、市のほうで指定避難所として選定しておりますので、それにつきましても、災害の状況、必要に応じて開設を行っていきたいと思います。

○平原委員

委員会の参考資料として、第1次避難所、第2次避難所、第3次避難所を一覧で下さい。

○松永幹哉委員長

今の資料はすぐできますか。

○杉町消防防災課長

指定避難所の一覧表ということでよろしいでしょうか。そしたら、すぐ準備いたします。

○松永幹哉委員長

なお、今の内容については、今回はコロナで避難所の総数が変わってくると思うんですよ。ですから、そこまで考えた中でその資料が出せるのか。それはどれぐらいの避難者があったときにどこまで開くというのは、今までの基準と違うものができていてしかるべきだと思うんですけども、それも出せますか。

○杉町消防防災課長

今、1次避難所であります公民館、ここについては、まず真っ先に開けますので、その想定避難者というのがコロナ対応をした場合にどれぐらいになるかというのをこちらのほうで計算しております。

ただ、あとの2次と3次、こういったところは体育館とか、小・中学校とか、高校になってきますけれども、こちらのほうで、その資料といいますか、そこまではちょっと手に入っておりませんので、その想定する数まではちょっと出しておりません。



(発言する者あり)

失礼いたしました。1次、2次、3次の想定する避難者数というのは、一般的なもので数を出しております。コロナ対応というので、その場合に幾らになるかというのは、やはりその施設の状況等によって変わってきますので、そこが厳密にというのはちょっと出せていないんですけれども、おおよそ、例えば3分の1とか、そういった数になってくるかと思えます。

○平原委員

今の答弁では、第1次避難所、第2次避難所、第3次避難所のスペースに合わせたというような答弁だったんですけど、実際、今までは災害があったときに第1次避難所、第2次避難所、第3次避難所となりますけど、今回はコロナがかぶさってきていますから、その辺まで完備したスペースといいますか、場所というのはやっぱり確保すべきだと思うし、それは保健福祉部との連携をしているならば、きちっと予測すべきで、できることじゃないかなというふうに思うんですよ。

ただ、やみくもに、この予算が来ました、じゃあこれが不足しているから、この配分というふうにしか、ちょっととれない部分があります。僕たちがちょっと気にしているのは、そこら辺まできちっと予測されていますかということなんですよ。今までの災害と違いますから。コロナが発生した場合の対策としてなので、そこを聞いているわけですよ。

○福井委員

今のことに付け加えていけば、1次避難所、2次避難所、3次避難所を開設となったときに、恐らく今言われたみたいなことで、大体のとか、あるいは規定のとかと言われるけれども、実際そうなった場合に、数というのはきちんとしていなくちゃいけないでしょう。今回の数を想定して、ここに調達の予定物品で出てくるなら分かりますよ。ざっと言えば武雄なんて、段ボールベッドの数はこんなもんじゃないですよ。100単位で調達していますよ。ということ考えたときに、本当にそういうことを想定して、これだけの調達になっているのかと。少しその辺の数字の根拠の在り方が足りないんじゃないかという指摘なんですよ。その辺は想定して、具体的に例えば、3次避難所までを考えて、あるいは体育館等を考えながら、これぐらい要るんだなということをしっかりやって積み上げた数字になってはいないんじゃないのかなという指摘だから、そこはどうなんですか。

○杉町消防防災課長

この備蓄品の数なんですけれども、確かに市のほうで109か所、1次から3次までの避難所がございます。全ての避難所に避難者が押し寄せるといふような場合は、多分大規模地震があつたりとか、そういったことになるんじゃないかと思っております。

ただ、そういった場合の対応として、市だけで対応ができるかといったら、それはまず不可能でございます。ですから、そういった場合はやはりほかの市町とか県とか、そういったところからの支援をいただくということも必要だと。それは市としては考えており

ます。

その部分を全て賄うような備蓄品をそろえるとなると物すごい数になってきますので、なかなかそこまでは金額的にも厳しいというところがございます。まずは最低必要な部分から整備していきたいというふうなところで、この数を出させていただいております。

○福井委員

今ちらっと最低必要というふうな表現をされたけど、最低というのは、どこの段階を言っているわけですか。これは最低の数なんですか。恐らく我々が今まで議論してきたのは、1次避難所、2次避難所まで含めて、そこで対応しなくちゃいけないでしょうと。場合によっては3次避難所まで想定しなくちゃいけないでしょうということ、その数はきちんと積算されましたか。あるいは副委員長も言われたみたいに、今までそういうことを我々も一般質問等でもしながら、現場がいろいろ研究され、対応されてきただろうから、そういう点では詰めてなかったけど、蓋を開けてみてこういうふうな数字になっている。万全でしょうねという想定でお伺いしているわけだから、そこら辺は我々が想定というかな、本当に大丈夫ですかというのが今のままだったら担保取れませんよ。

○杉町消防防災課長

失礼しました。今ちょっと私が「最低」というふうな言葉を使ってしまいましたけれども、「最低」というのはちょっと訂正させていただきます。

まず、この数を出す場合に考えたのは、昨年、豪雨災害が8月にございましたけれども、その時点の避難者数とか、こちらのほうで把握しております。そういった方にまずは対応できるということ、この数は出していっておりますので、最低ということではございませんけれども、まずはそういう災害を考えて、このぐらいの数ということで出しております。

○村岡副委員長

このコロナの対応の場合というのは、今までの災害で開く1次、2次、3次の想定ではないんですよ。要は、1次避難所で収容できる人数が今までのおおよそ3分の1だと。ということは、実際同じ規模の災害があったときに入られる数が1次避難所だけでは足りない状況ですよというのが前提なので、避難されている人数が増えるわけじゃないんですよ。避難されてくる人数は一緒なんですけど、その建物で収容できる数が限定されるので、2次、3次と広げていかなきゃいけない想定ですよという話なんです。なので、それに見合った数の備蓄になっていますかという話なんです。むやみやたらに備蓄の数を増やせと言っているのではなくて、これまでの災害規模でいいんですよ。ただ、コロナで同じ避難施設を使う際に収容できる人数が減っているんで、避難所の数を増やして対応しなくちゃいけないでしょという話なんです。だから、その基準としてクリアできているかというのを皆さんずっと聞かれているんです。

○杉町消防防災課長

先ほどからちょっと申し上げておりますが、昨年の豪雨災害というのを一応想定して、避難者数とか、その数を基に、この避難所にはこれぐらい、ここには何十人というふうなことで、そこを基に対応するための備蓄品ということで、この数を出させておりますので、去年の災害レベルの避難者があっておりますけれども、その避難者であればこの備蓄品で対応できると考えております。

○白倉委員

副委員長がちょっと聞かれたんですが、それは避難所が変わっても——というのが、避難所が変わっても避難者が増えてもというふうに理解していいんですか。例えば、備蓄品というのは、個別に分けられる部分もあるけれども、施設として必要な部分もあるわけですよ。人についていく部分と施設についていく部分があるんですよ。その辺は大丈夫なんですか。

それが1点と、それと、公民館の館長さんたちに出されている資料、私たちがいただきまして読ませていただきましたが、具体的に避難所では隣接者世帯と間隔を2メートル以上空けてくださいと、テープをこういうふうに張ってくださいと、あるところを例に挙げてされているんですね。

そしたら、今、佐賀市の第1次避難所、まずは第1次と見れば、このコロナと対応した場合、それぞれの公民館は何人ずつ入るんですか、その計算ができていますのじゃ。その資料を出してください。

例えば、前回の豪雨のとき、私も避難所2か所ぐらい行きましたけど、とても密ですよ。こういう資料を出されているからには、1次避難所、ここは何人、ここは何人と割り振りができているわけじゃ。その資料は参考のために出せますか。

○杉町消防防災課長

そしたら、こちらのほうで準備させていただきます。

○平原委員

さっきの備蓄品の積算というか、数字は、まず、昨年の災害で避難されたのをベースにされているというような答弁だったんですね。ここに出ているのは新型コロナウイルス感染症対策ですね。コロナウイルス対策に係る調達なので、やはりそれは災害だけではなくて、新型コロナウイルスの対策による予算をここに上げているので、そこはきちっとやっぱりコロナ対策としての把握といいますか、予測といいますか、予算を使うに当たっては、そういうところまで勘案してやっていかなきゃいかん。去年の災害のときにこれだけの数が避難をしたから、それに合わせてというふうにしたら、この表題的にちょっと違和感を感じるわけですね。

○松永幹哉委員長

よろしいでしょうか。ちょっと時間が12時を回りまして、今、資料の請求が幾つかあります。資料をもらって、その説明とともに再度、この案件については、時間は後回し

になるかもしれませんが、やりたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○白倉委員

今回資料が出せるならという部分がありますので、ちょっと今のうちにですけれども、先ほどから答弁の中で、A-PADジャパン、あそこは私も有明航空少年団関係なんかでやり取りというのはあるんですけれども、空飛ぶ医療団ですよね。あそこを当て込むじゃないんですけれども、いざというときにはということですが、佐賀市がそこどうい契約をされているんですか。

というのは、あちこち飛んでいきますよ。必要なところに行くのがあの医療団ですから。ですから、その数を当てにはならないけれども、契約しているというのであれば、そこと取り交わしている契約書があれば出していただきたい。参考のために見せていただきたいと思います。ただそのときに要請したら来てくれるだろうと、それだけのものなのか、契約書があるならどういう取組をされているのか。

○松永幹哉委員長

それは説明資料を出せますか。

○杉町消防防災課長

協定書の写しということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、こちらのほうで準備させていただきます。

○松永幹哉委員長

それと総務部長、今回、備蓄品の審議をしているんですけれども、その前に、今、何回も話がありますように、一番大事なコロナ対策に対する避難所運営という方針、指針が決まっているのかというのが総務委員会の総意なんです。それが、この数をどうして算出したんだということをみんなが疑問に思っているところ。明日にでも雨が降ったら、避難所を開設しなければいけないのに、避難所にどれだけの備品を置く、あるいは対応できる、そういう詳細が決まっていなくて。この間書類が公民館に出たんですけど、これは検討書類ですと言ったんですよね。でも、危機管理としては、今もう既になければならないでしょう。それが、消防防災課がつくる避難所対策の書類じゃないんですか。速やかにできているのが筋じゃないんですか。そこを踏まえて、後もって説明したときに答弁を求めます。

それでは、休憩をします。1時15分に総務委員会を開催いたします。

書類はそれまでにできますか。

(発言する者あり)

であるならば、ほかの部をしてから、それから総務委員会は再度日程調整をします。その後にはしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

◎午後0時15分～午後1時15分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

企画調整部及び佐賀駅周辺整備構想推進室の議案審査に入ります。

第52号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第52号議案 佐賀市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、質疑がある方は挙手をお願いします。

○平原委員

企業版ふるさと納税ということで説明を受けましたけれども、今までは個人でふるさと納税をされた方には、寄附額の3割程度を戻したりとかあるんですけども、企業版についてもそういうことなんですかね。

○星下企画政策課長

個人版ふるさと納税につきましては、今、委員御指摘のとおり、約3割を上限とする返礼品ということでお返しをするということが、ほとんどの自治体で行われていますけれども、企業版ふるさと納税については、そのあたりについてはないものということで、返礼品等については一切ないということの制度設計になっております。

○平原委員

通常、その企業がある市町等に税金を納めていたものが、今度は地元じゃなくて、企業がよそを指定して、佐賀市に納税するという捉え方でいいんですね。

○星下企画政策課長

今回、企業版ふるさと納税というのは、佐賀の場合、佐賀市に本社がある企業というのは寄附をすることができませんで、佐賀市外に本社がある企業からの寄附を受け付けるというふうなことでなっております。

○平原委員

まだ今のところは、予測というのは難しいのかも分かりませんが、おおむねどれだけの税収がアップするというふうに見込まれていますか。

○星下企画政策課長

今回の企業版ふるさと納税の拡充ということで、民間資金を直接佐賀市の地方創生の取組に生かすことができるということで、非常に貴重な機会というふうに見えて、一生懸命、営業活動も含めてやっていきたいというふうに思っています。しかしながら、1つは今回のコロナの状況もございまして、企業からの寄附がどれだけいただけるような形になるかというのは、正直今の段階ではちょっと見込めていないというところになります。

○白倉委員

これまでは、企業から寄附があった場合は、欠損勘定なんかの割で3割ということなんですが、それが6割になると、それで項目もこのふるさと創生何とかというところですが、今現在、佐賀市の中で企業から受けているふるさと納税、3割の範囲で、それはどれぐらいあるんですか。

○星下企画政策課長

この企業版ふるさと納税というのが、平成28年度に税制改正の中で新たに創設されている形になります。この目的は、地方創生の取組を加速化するというところでやっております。現在、東よか干潟ワイズユースプロジェクトということで、地域再生計画を平成29年3月末に認定をいただいています、その中で、平成29年度、平成30年度、平成31年度ということで、3か年にわたって毎年1,000万円の寄附をいただいているというところになります。今回は単一のプロジェクトではなくて、包括的なプロジェクトの中で幅広く受付ができるというふうな形に制度改正になっているところです。

○白倉委員

そしたら確認ですが、従来の制度の中で企業からもらっていたのは、その東与賀の3か年、それだけだったということですね。分かりました。

○福井委員

今、これから営業をかけていくというようなお話があったんですけど、主にどういったところを目標にして、どんなふうな営業を行っていくということになるのか、お示してください。

○星下企画政策課長

今回の企業版ふるさと納税の対象事業としましては、地域再生計画ということで新たに認定をいただいています。具体的には、第2次まち・ひと・しごと総合戦略に記載してある事業全てが対象になるということになっております。

今回、企業の寄附の内容拡充ということで、税の軽減効果が9割ということで拡充しておりますけれども、とはいえ、1割の負担は企業のほうとしてはしていただく必要があります。佐賀市としても、その企業に対して何らかのメリットというとおかしいですけども、どういうふうなことを企業側が求められているのかというのは、丁寧にリサーチをしていく必要があるかなと思っております。

まずは、佐賀市出身の代表がいらっしゃるところについては、一番初めとしてはお願いというか、御相談に行きたいなということで思っています、まずはそういうふうなところから企業ニーズを幅広く捉えていくところをちょっとやっていきたいというふうに思っています。

○白倉委員

返礼品がないわけですから、丸々佐賀市のほうに税金として入ってくるわけですね。ちなみに、個人の場合は税金として佐賀市に入ってくるのは、返礼品とか観光協会に払うの

を引かないといかんで、6割でしたかね。それに対して丸々ですから、企業に対しても何らかの今言われるメリット、例えば、企業PRとか、そういうふうなことも考えてあるわけでしょう。そういうふうなところの考えをちょっと示してください。

○星下企画政策課長

個人版ふるさと納税については、返礼品が3割と、あと事務経費で合わせて約5割ということで、寄附をいただいた中の約半分が税収としてプラスになっているというのが今の現状でございます。

企業版については、企業寄附をいただく中で、どうやってメリットを出していくかというふうなところはあって、1つは今委員おっしゃるとおり、企業のPRということで、いろんな佐賀市の広報ツールを使いながらPRしていくということをやっていききたいというふうに思っております。

ただ一方で、直接的に企業から寄附をいただいたことの代償としての、例えば補助金をお渡しするとか、何かに直接的な見返りを渡すような形のものについては禁止されております。そのあたりについてはちょっと一定の制限はありますけれども、その中で精いっぱい、企業のPRにつながるようなことはやっていききたいというふうに思っております。

○松永幹哉委員長

ほかに。

○西岡真一委員

すみません、ちょっと頭の整理をしたいので。条例改正は、まち・ひと・しごと創生推進事業を条例中に位置づけるということと、これが企業の納税が増えることと、直接リンクすることではないわけですね。企業にとっては、これは6割から9割と、つまり損金算入率ということですかね。ちょっとその確認です。

○星下企画政策課長

今回の改正の内容としましては、委員おっしゃるとおり、損金算入ももともと3割ございました。それプラス法人税関係の軽減効果というのが、今まで3割だったんですけれども、そこを6割で、合わせて9割ということで、企業側の実質的な負担が約1割ということになるような改正になっております。

今回の条例については、これまでは当該年度の事業に充当していくということが前提になっておりましたけれども、、基金ということで一旦積みながら、この5年間の計画の中で使えるようにということでの基金の設置のお願いということでございます。

○西岡真一委員

再度確認ですが、つまり、当該年度にこのお金を使うというところから、5か年の計画に位置づけられてあれば使えるというふうに、そのようにちょっとスパンが延びるというような市にとってもメリットがあるという考えでよろしいわけですかね。

○星下企画政策課長

そのとおりでございます。

○白倉委員

すみません、ちょっと確認させてください。

今までも、例えば、いろんなふるさと納税のメニューをつくっていたり、市長自由裁量なんかの部分もメニューがあったんですね。今回、この条例を改正する必要性というのは、例えば、これを創生法に基づく記載された佐賀市まち・ひと・しごと推進事業というのをうたっておかないとどうなるんですか。今までも企業版のふるさと納税は一方ではあるわけですね。この言葉を条例の中に入れ込んでおかないと、そこの目的で寄附してくれる企業は9割軽減になりませんよというふうなことなんですか。そこがメニューの一つみたいな形になるのか、そこがちょっと分からなくてですね。

○星下企画政策課長

今回の基金は、もともと個人版のふるさと納税を積み立てておりました基金の中に、改めて今回企業版ふるさと納税でいただく寄附金も積み立てることができるということで、今回改正のほうをお願いしているところでございます。

これまでの東与賀の部分については、基金ということではございませんでしたので、それぞれの寄附をいただいた部分をそのまま当該年度に充当していたということで、今回からはちょっと基金ということで受入れさせていただきたいということで考えております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次に移ります。

第2号及び第3号報告について、一括して執行部に説明を求めます。

◎第2号報告 令和元年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第3号報告 令和元年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明に対して、委員の皆さんから質疑のある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

1点お願いします。

資料1の47ページの繰越明許ですけれども、佐賀駅周辺整備事業駐輪場、要望のある駐輪場と言われましたけれども、これは駅南がオープンしたんですけれども、いつ頃の予定なのか。

それと、570万円に関してというふうに言われましたが、土地買収がかかってくるのかどうか、ちょっとはつきり分かりませんが、570万円ぐらいで駐輪場が整備されるのか、それも含めて、時期とお願いします。

○池田佐賀駅周辺整備構想推進室副室長



繰越しの部分を駐輪場に一部充てないといけないということで、急いで対応させていただいた分はもう既にございます。移設にかかった経費というのはございますが、実際、今コムボックスがオープンして、運用の状況を見てみますと、やっぱり駐輪場の不足の部分とかその他、経済が動き出したがために必要とされる駐輪場の部分というのは結構たくさんあるなというふうに感じています。

それも含めて駅前周辺の整備の事業の中で、この繰越し分まで含めたところで、駐輪場の整備というのをやっていかないといけないということ、この間のオープンを見た後で感じております。そこにつきましては、また新しく計画を立てた上で駐輪場の整備というのはやっていきたいというふうに思っています。

ただ、用地を買収してやるというようなことは今のところは考えておりませんので、それはできる場所を確保した上で対応していきたいというふうに思っております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、これ企画調整部及び佐賀駅周辺整備構想推進室に関する質疑を終わります。

執行部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部入れ替わり

○松永幹哉委員長

それでは、市民生活部の議案審査に入ります。

第53号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第53号議案 佐賀市手数料条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に第54号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第54号議案 佐賀市市税条例等の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様の質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

すみません。ちょっと1点よく分からないんですが、いただいた資料の市民生活部2の3ページなんですけれども、(5)の新型コロナウイルス感染症対策関係というもの、これに関しては、全国全部横並びでやっているんですか。それとも佐賀市だけ独自でやった項目があるのかどうかというのが1点と、それと、そのうちの個人住民税関係ですね、イベン

トを中止した事業者に対する払戻し請求権を放棄した者への寄附金税額控除という部分で、例えば5,000円の券を買っていたけれども中止になったと。でも、払戻しを請求しなかったという場合でしょう。

そしたら、請求を受けなかった場合というのは、どういうふうになるんですか。そのイベント自体は、別に——これは佐賀市民に対する条例ですけれども、全国どこのイベントであっても問題ないわけですか。

○元松市民税課長

まず1つ目の新型コロナウイルス感染症対策、この分が全国统一かというお話ですが、これは地方税法の改正に伴いまして、こういうふうな制度ができておりますので、全国统一になっております。

それから、2つ目のイベントの払戻しをしなかった場合の分ですけど、一応、請求しなかった場合はそのままということで、払戻しをしなくて、この寄附金控除の対象ということで確定申告なりをしていただかなければ、そのまま戻ってこないだけというような形になります。

○白倉委員

分かりました、というと、発行した側はそのまま売上げに残るということですね。

それと、先ほどイベントの主体、これは全……

○元松市民税課長

対象は、文化庁のほうで認めたイベントになっておりまして、佐賀市内だけのイベントではございません。全国で開催される予定だったイベントが対象になっております。

○福井委員

同じく3ページのところの固定資産税、都市計画税関係のイのところですが、これは平成30年からということだったんですけれども、これがさらにここに出ているわけですけど、該当する件数はどれぐらいになっているのか。

(発言する者あり)

いやいや、だから固定資産税のイの部分ですね。この分の要件を満たす事業、家屋、構築物の追加云々のことについて大体どれぐらい該当されていますかということです。該当している件数はどれぐらいなのか。

○資産税課職員

平成30年度につきましてこの先端設備認定数ですが、平成30年度新規31件、次に令和元年度43件、次に令和2年度、現在2件、申請を認定しております。以上です。

○西岡真一委員

すみません。同じ資料の2ページ目の(3)固定資産税の①ですけれども、所有者が明らかでない固定資産を誰かが使用しているという状態をどうもちょっと具体的にはあまりイメージできないわけなんですけれども、どんな例がありますかね。つまり、条例改正の効

果というものがちょっとイメージできないわけですがけれども、ちょっとその説明をお願いします。

○小林資産税課長

私たちが今把握している範囲では、基本的に所有者が不明で、大体空き地とか、そういった状態のものが多くて、特段使用されているケースはあまり見受けられません。

○西岡真一委員

分かりました。

あと1点だけ、③のイですけれども、輪中堤なんかちょっと軽減対象になる。これは申告制ですか、それともこっちから、市から指定していくわけですか。

○小林資産税課長

これは市のほうで、そこを浸水被害軽減地区ということで指定した場合に、その土地が軽減の対象になります。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に67号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第67号議案 専決処分について(佐賀市市税条例の一部を改正する条例) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様のご質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○福井委員

勉強会のときあたりだと申請が90件ぐらいで、9,900万円というのがあれだったんですけども、現段階ではどうですか。

○久我納税課長

6月18日現在で数字をまとめておりますが、許可を受けた件数が74件で、許可いたしました税額が合わせて2億5,000万円ほどになっております。以上でございます。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、これで市民生活部に関する質疑を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

ちょっとここで、45分経過していますので、2時5分まで休憩します。

◎午後2時00分～午後2時05分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開します。

地域振興部の議案審査に入ります。

第58号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第58号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明に対して質疑がある方は挙手をお願いします。

○松永憲明委員

現在の公民館のところですけど、あとここはどういうようになるんですかね。

○大坪公民館支援課長

三重津の佐野常民記念館のところが改築になりますので、公民館が引っ越した後は、佐野常民記念館の事務所とかが来るようになっております。

○公民館支援課職員

移転後の最終的な活用方法については、まだ決定しておりません。あと、先ほども課長が申し上げたとおり、一時的に工事関係で必要がある場合にそういう佐野関係の使い方をすることがあるということになりますので、最終的な使い道については、これから検討することになると思います。

○松永憲明委員

ということは、建物はそのまま今現在もあるわけですから、これは後々、取壊しになるわけですかね。

○公民館支援課職員

解体する予定にしておりまして、その跡地の活用については、まだ、これから検討するというふうな考え方でおります。

○松永憲明委員

実は何でもかこういことを聞いているかということ、建物の中の壁の部分にちょっと貴重なものがあつたように記憶しているんですよ。文化財的な価値があるというふうに思っているんですけども、その認識についてお伺いします。

○大坪公民館支援課長

今、委員が言われたのは陶板のことですか。

(発言する者あり)

陶板については、新しい公民館のほうに移設しております。

○白倉委員

ちょっと2点。大会議室に関して、今までは市内在住者は無料ということですね。それで、ここはやっぱり記念館の駐車場なんかとくっついていますので、市外在住者の利用も考えて、大会議室自体はこれ1つですかね。半分に仕切って、よくあるように2分の1金額とか、

そういうのは全く考えていないのかというのがまず1点。

それともう一点ですね、材料がコロナの関係でやや遅れたりしているんですが、供用開始は大体予定としてはいつ頃になるのかという2点、お願いします。

○公民館支援課職員

1点目なんですけれども、大会議室、通常の公民館、ほかの公民館ですと、大会議室のところに、真ん中に間仕切りを置いて、2つの部屋として使えるようにというふうな造りが多いかと思います。中川副公民館に関しては、建設検討委員会の御意見がありまして、大きな会議室を欲しいというような御意見をいただきました。ですので、ここに関しては、中会議室と大会議室を隣り合わせにして、中会議室のところと大会議室のところの壁が取れるというような構造になっております。ですので、それが1つの部屋として使えるような設計になっています。大会議室のほうにも、もう一つ、間仕切りをとという御意見もありましたが、費用的なものもございまして、間仕切りについては大、中会議室の間に1つというふうな構成になっているところでございます。

供用開始については、外構工事が9月末を予定しておりますので、恐らく10月頃になるのではないかとこのように考えております。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に48号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第48号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第4号)中、第1条(第1表)歳出2款(1項18目を除く)、10款6項 説明

○松永幹哉委員長

それでは、ただいまの説明について委員の方々から質疑をお受けします。

○平原委員

第48号議案、先ほど説明いただきました地域振興部の4に基づいて質問したいと思いましたが、今回の補正で出てきたんですけど、これは何で当初予算に上がってこなかったんですかね。

○稲富スポーツ振興課長

先ほどの資料でお示したように、まずは、熱中症が多くて、やっぱり利用者の安全性とか、快適性を求めるために、まず急がなくてはいけなかったというふう感じたこと。それと、国スポ関係の協議を進める中で、今回、フェンシング等の練習会場として話が進んだこと、また、テニスの会場としても以前から決まっていたんですけども、やはりテニスの練習の後の休憩等、選手の安全確保のために必要と思ひまして、今回、6月補正で上げさせていただいたところでございます。

○平原委員

いやいや、それは令和3年度の当初予算ということじゃなくて、僕が聞いているのは本年度、令和2年度の当初予算で上がってこなかったの、なぜだろうかというふうな質問なんですよね。

○稲富スポーツ振興課長

内部でもいろいろ審議をした中ではありますけれども、1つはやっぱり当然、安全性ということは、平成30年度以降、考えてはありました。ただ、それに加えて、今回、3月以降、国スポの話が進んだところも加味しまして、快適な——快適なというか、安全な運営の確保が必要であるだろうということで今回上げたところでございます。

○古賀地域振興部長

先ほど課長が申しましたとおり、本来、平原委員がおっしゃるように、こういうのは当初予算で上げるのが当然だと思いますけれども、今回上げた理由としましては、テニスの練習会場としてはもう既に決まっておりました。ただ、あそこはちょっと日よけがないもんですから、当然体育館で休まれるだろうというのがあったというのと、フェンシングの練習会場として予定されたのが今年度に入ってからということでございました。それとあと、先ほどの資料番号5の主要事業説明書のところで熱中症の発生件数を上げておりましたけれども、ここが一番熱中症で子どもたちが倒れるというのが飛び抜けて多かったと。というのは、ここが卓球とか、バドミントンの公式の練習会場となっております、ほとんどここで行われております。卓球とか、バドミントンになりますと、どうしても風の影響を受けるということで、それと光の影響も受けるということで、暗幕でカーテンを閉じて、窓も閉め切って、風が起きないようにして競技をやると。中がやっぱりどうしても高温になりますので、熱中症で倒れる子どもたちが多いと、そういうのもありました。

それとあと、ここが起債を100%充当できるというのも分かりましたので、そういったことを踏まえて、なるべく早いうちにやりたいということで、申し訳ないですけども、今回6月補正で計上させていただいたということでございます。

○平原委員

ランニングコストがかなり安いということでお聞きしましたんですけども、この方式と従来型の空調機をつけた場合の差額というのはどれくらいあるんですかね。総額1億3,000万円とおっしゃったでしょ。従来式の空調だったらどれだけというふうな見積りといえますか、見立てはされていますか。

○古賀地域振興部長

私どもが試算したところによりますと、輻射式は1億3,000万円に対して、ダクト式は7,000万円ぐらいイニシャルコストでかかるだろうと。ただ、ランニングコストは、先ほど電気代を400円に対して7,500円と申しましたけど、これは単純にコストだけで比較しています。電気会社との契約によって、これにまた基本料金とかが出てきますので、この差が丸々という差にもならないと。ただ、言われていますのは、やっぱり7割近く電気料が

安くなるというのは言われています。

それと、先ほどの説明で保守料を申し上げましたけれども、宇土市のほうが循環ポンプの修理が発生したときのみ保守料が年間50万円発生すると。今のところ、宇土市は7年か8年たっていますけれども、まだ保守料は発生していないということです。そういったことを加味すると、10年から15年程度で取り戻すんじゃないかと。利用の仕方にもよりますけれども、そういうふうに見込んでおります。以上です。

○平原委員

10年から15年で取り戻すということですが、この体育館そのものが築何年で、あとどれぐらいの寿命があるんですか。

○古賀地域振興部長

建設年度としましては、平成8年建設でございます。耐用年数としましては、構造がRC造で約47年というふうに言われているそうです。

ちなみにほかの体育館を申し上げますと、大和勤労者体育センターが昭和57年建設、それから、川副スポーツパーク、ここが平成27年に大規模改修しています。それから、佐賀勤労者体育センターが平成28年に大規模改修をしているという状況でございます。

○平原委員

そしたら、ここを大規模改修ということはしなくていいということですね。

○古賀地域振興部長

先ほど申しましたけれども、当面の間はしなくていいということを前提に、それも1つの理由として選んでいます。大和勤労者体育センターあたりは逆に昭和57年建設で、大分たっておりますので、例えば、大和をやるとなると、そういった大規模改修、もしくは建て替えのタイミングだろうというふうな判断を今のところいたしております。以上です。

○平原委員

本年度に設計をして、来年度、令和3年度に施工されるということですが、その施工期間中の利用者さんたちへの支障はないのかということ非常に思うわけですが、その辺はいかがですか。

○稲富スポーツ振興課長

今回、この予算を通過させていただきますと、来年度の調整会議が12月、1月でございますので、そこは競技団体等と調整しながら、ほかの施設で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○平原委員

今年の12月に調整会議があるということですが、現状を見て、稼働率とかその辺はどれくらいですか。

○古賀地域振興部長

今の市立体育館の平成30年の利用状況が約86%となっております。

○平原委員

今、平成30年度で86%ということで、令和3年度については、調整会議の中でここは使されないということになって、86%の方々がほかの施設を活用するという事は、これは可能なんですかね。

○稲富スポーツ振興課長

平成28年に佐賀勤労者体育センターも大規模改修ということで工事をさせていただいております。そのときも、競技団体に対しては100%かなうということにはなかったと思えますけれども、そのところは協力していただきながら、調整させていただいたところではございます。その点は、競技団体にも丁寧に御説明し、ほかの施設と調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

○平原委員

今回この体育館で施工の予算計上なんですけれども、非常にランニングコストが安いということからしても、ほかの施設も今後検討していくというような考え方はあるんですか。

○稲富スポーツ振興課長

その点は、やはり先ほど委員がおっしゃったように、施設の稼働率とか、それから試合数、それから、地区ごとの状況等を考えながら、財源も伴いますけれども、そこは計画的に検討していきたいというふうに考えております。

○古賀地域振興部長

補足ですけれども、先ほど6つの体育館があると。そのうち、諸富だけはもう既に空調がついております。残り5つとなっております。これを除くと4つになるんですけれども、なるべく地理的というか、エリアで、1つはそういう空調がある体育館を計画的に設けたいというふうに考えております。

ただ、そのタイミングというのは、例えば、佐賀勤労者体育センターは平成28年度に大規模改修していますので、また手を入れるというのは非常に手戻りが生じますので、そういうところじゃなくて、次に大規模改修とか建て替えが想定されるところには、こういった設備を設置したいというふうに考えております。以上です。

○白倉委員

今回上がっている計画でちょっと具体的によく見えないのが、1つはエアコン設備は要るわけですよね、当然。床置きか壁かけか、ちょっとどっちか分かりませんが。それと同時に輻射パネルをつけていくわけですよね。それで、場合によっては、ランニングコストが安くなるということもありますが、体育館の大きさに応じては有効面積が狭くなると。アリーナとか、ここを見ているほかのところの面積がちょっと宇土市なんかはよく分かりませんが、佐賀市のこの計画の中で有効面積のことなんかはどういうふうに考えられたのか。具体的に何倍ぐらいの面積で輻射板をつけて、どういうふうにされるおつもりなのか、ちょっと聞かせていただけますか。



○古賀地域振興部長

この空調の設置というのが、おっしゃったようにパネルといいますか、格子状のものになります。高さも……

(発言する者あり)

いえ、壁に格子状にパネルを貼るような感じです。

(「壁にですな」と呼ぶ者あり)

はい。確かにそのパネルの分だけは少し室内が狭くなりますけれども、極端に狭くなるかということはありません。実際に先ほど他都市の事例を申しましたとおり、県のサンライズパークの総合体育館も設置しておりますし、福岡県、それから熊本県、鹿児島県といったところもこの方式を取っておられまして、別段支障が出ているというのも聞いておりませんので、そこは大丈夫だというふうに思っております。

○白倉委員

私が知識不足なんでしょうけれども、パネルを壁にずっと、当たらないように格子なんかをつけて、設置していくのは分かるんですよ。そこは何枚ぐらい、どれぐらい設置していくんですか。元となるエアコンというか、いわゆる冷房、冷たくしたり、温かくしたり、それはどういうふうな形態でここに輻射させていくのかということですね、それを。

○スポーツ振興課職員

委員お尋ねのパネルの設置枚数でございますけれども、これはいろいろ体育館の規模によっても違いますし、今回お願いしている設計の中で、そのパネル数ですとか、その辺は詳細に精査をやりたいと思っています。

部長が申しあげましたとおり、基本的にこの空調システムは、パネルを、いわゆる内壁の部分にびたっとひっつけたような形で、そこに冷温水を循環させることによって放射したり吸熱したりするというふうな御説明をさせていただきましたけれども、いわゆる出っ張りの部分も競技面で支障があると困りますので、引っ込んでいる部分にパネルを設置したり、競技面に当たらないようなパネルを造り込んで、それを壁に設置するというようなやり方もありますので、その辺も含めて、設計の中で一番適当な方法を精査していきたいと考えているところでございます。

○白倉委員

となりましたら、一応これは予算として上がっているんですけども、佐賀市の体育館における詳細設計はまだ当たってもいないんですか。これから何面ぐらいを置いてとか、それはこれからになるんですか。

○古賀地域振興部長

今回は設計委託料を上げていますので、その設計の中できちっと設計するというようになります。もし、各委員イメージがお分かりにならなかったら、写真をお返ししたいと思いますけれども。

○平原委員

私たちが思っている空調設備の方式と全然違うということは分かったんですけど、イメージとしては分からないんですね。壁にぴたっとしたと。施工例とかそういう写真等があれば、回すとかではなくて資料としていただけませんか。

○古賀地域振興部長

お時間をいただいて用意させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○松永憲明委員

要するに、旧来式のダクトを使った空調設備と、この新しい輻射式の空調方式との比較ですよ。それがよく分からないので、いろんな質問が出ているんじゃないかと思うんですよ。だから、これが将来的に見ていくと安価ですよというのが分かるようなものがあれば、非常に我々としては助かるんだけどなというふうに思うんですけども、何かそういう比較するものがあるんですか。

○古賀地域振興部長

我々がお出しできるのは、先ほど申しましたとおり、まず、インシヤルコストが大体どれぐらい違うかというのと、ランニングコストがどれぐらい違うかというので、例えば、10年とか15年でどれぐらいの差が出るかというもの。あとイメージ図ですね、ダクト式だと丸い穴が空いていて、そこの壁の穴から噴き出してくると、体育館の館内全体を冷やすというのがダクト式です。この輻射式というのは、そうじゃなくて、格子戸みたいなので、例えば体育館の入り口とかあって、その上ぐらいまでの高さでパネルをずっと貼って行って、そして、そこからじわっと冷気を出して、大体その高さぐらいで冷やせると。例えば、一部しか使わないと、そこの一部のパネルだけを冷房すれば事足りるということで、電気代とかが安くなるというふうに聞いています。

○村岡副委員長

ちょっとそのイメージの中でさっき御説明があった、例えば、毎回毎回全面体育館を使うわけじゃなくて、片方だけでしたときは、その面だけを稼働すれば、そこの使っているエリアは冷やせるということではないんですか。

○稲富スポーツ振興課長

先進地のところに行きましたけれど、天井の高い部分は人がいないので、そのところは必要ないということになります。人の高さよりちょっと高いところから並行的に冷えるということですね。あとは、中には半面ずつ、フロアの中の半面で区切って、半面ずつで空調して冷やすというところも事例としてはあります。そこは今後設計の中で決めていきたいなというふうに考えております。

○村岡副委員長

すみません。その見ていきたいのではなくて、そういう使い方実際冷えるんですかということですか。

○スポーツ振興課職員

その方法で、他都市の例を聞きましたけれども、外気温から比較すると、6度とか、7度とか、体育館の中はひんやりしたような空調が整っているというようなところですよ。

○古賀地域振興部長

恐らくは、暖かい空気は上に行く、冷気が下に下りるといふのを利用して、そういうふうなことを考えられたんじゃないかなと思います。暖かい空気というのは、なるべく上へ上がろう、上がろうとしますので、ですから人がいるところを冷やせばいいという感じで、それをパネルで考えられた方式じゃないかなというふうに思います。ダクト式だと上のほうについていますので、当然冷気も上から下に下りてくるということで、全体の容積を冷やさなきゃいけないということで、そういうコストが今までかかっていたんじゃないかなと。

最近、先ほど申しましたとおり、地域振興部の4のほうに上げていますけれども、2013年からずっと九州管内でも導入事例がありますので、これはやっぱり、それぞれ先進地を見て、比較されて導入されていると思うんですね。ですから、我々もこれだけ事例があるということもあって、当然いろんなところから情報も収集して、こっちのほうは将来的にはコストも安いし、それと、バドミントンとか卓球ではダクト式が使えないと、それがネックでもあるので、こっちのほうを選びました。

○村岡副委員長

そしたら、ちょっと確認というか、実際導入に当たって比較していくという部分では、細かい数字として、今回の市立体育館の面積はどうかと。その広さとして、例示していただいている総合体育館とか熊本の宇土の体育館とか、宇土はここに1,680と書いてありますけど、この大きさの比較でどうかという部分と、実際コストの部分でいうと、ここにはランニングコストだけで示されていますけど、さっき言われたみたいに、インシヤルでかかった分をランニングで戻していくという考え方でいけば、インシヤルとランニングをそれぞれトータルで見させてもらう必要があるのかなというのが1点あるので、そういった形の数字が出せるのかということ。それと、サンライズパークの総合体育館なんですけど、今言われたみたいに競技をされているところはそれでいいんですけど、総合体育館だと、観客席というか、お客さんが入られているところも輻射式で全部されているんですか、その辺どうですか。

○スポーツ振興課職員

県総合体育館の大競技場の例を取りますと、1階のフロア面は輻射式の空調に変更されています。2階の観覧席部分については、従来方法をそのまま取られているようでございます。

すみません。追加ですけれども、事例を挙げておりました熊本県の宇土市の場合は、1階、2階とも輻射式の空調方式を取られているようです。

○平原委員

他都市の事例をここで挙げられていますけれども、サンライズパーク総合体育館とかです。実際現地を見ておられますか。

○稲富スポーツ振興課長

私は、総合体育館を見ております。新体操の選手とかの御意見としては、今回、この輻射式になったことによって風の影響がないということで、よくなったというふうな——ちょっとした聞き取りだったんですけれども、そういうことは聞いております。

○平原委員

通常空調方式と今回の輻射式ですかね、ちょっと見たところ、パネルをずっと貼ることなので、工期というのは通常よりも長くなるんじゃないかなというふうに思いますけれども、設計段階が進んで、施工のときの具体的なスケジュール等についてはどのようにお考えですか。

○スポーツ振興課職員

工事スケジュールについては、委員おっしゃるとおり、例えば、パネルを加工してみたりとか、壁を使いますので、壁の補強が必要になったりというようなのがありますので、ちょっと長めの工期が必要なのかなと思います。

標準的な工期で大体今ちょっと概算といいますか、スケジュール感を持っておりますけれども、大体9か月ぐらい。ただ、先ほど申しましたとおり、パネルをそれ用に加工してみたりとか、躯体自体の補強がちょっと必要になった場合は、若干工期が延びるのかなというのも想定しています。

ただ、いずれにしろ、なるべく早く工事のほうを完了して、供用開始を図りたいというところで、今のところ考えているところです。

○松永幹哉委員長

先ほど副委員長がイニシャルコストの比較表を提示してくださいとあったんですけれども、すぐ出せますか。

○古賀地域振興部長

今日中というのは非常に厳しいかと思うんですけれども、1日ぐらい時間をいただけますか。ちょっとですね、どれぐらいの情報が収集できるかというところもあるんですけれども、もし、今日中がよろしければ今日中で分かる範囲をお出ししたいと思います。時間をいただけるんだったら、少し……

○松永幹哉委員長

逆に、その——副委員長。

○村岡副委員長

比較して、検討したので出されているものと思っていたので、今から比較というのはちょっとどういうことですか。

○古賀地域振興部長

副委員長がおっしゃったのは、複数のという意味で私捉えていたんですけれども、1つか2つでよろしければ、今日中に出すことができますけれども。

○村岡副委員長

よろしければというか、これでいくというふうに出される上で、当然、複数検討されているものはこちらは思っていたんですが。

○古賀地域振興部長

今、我々が情報を持っているのは、1つは宇土市の情報です。それともう一つは、それをちょっと業者から聞いたという——業者というか、宇土市がされるときのデータですね、それを持っているというところですね。先ほどの他都市の事例全てはちょっと情報収集できていませんので、どこまで必要かなと思ったんです。

○村岡副委員長

いや、すみません。最初説明があったときに、国スポのフェンシングの練習会場としてというところがあったので、基本的にはそれを検討したときにこういうのが出てきたのかなと最初は思っていました。けど、途中で子どもたちのバドミントンとか卓球とかという話が出てきたんですけど、こちらのイメージとしては、国スポ等やる中で検討されたもんかと思っていましたので、例えば、県の総合体育館とか、そういうところの情報とか、県とそういう情報交換とか、そういったのができていたんじゃないかなとも思ったんですけど、県の体育館の情報とかはないわけですか。

○古賀地域振興部長

2019年に導入されているんですけれども、県の情報はちょっと持ち合わせていませんので、それも含めてお出ししたいと思います。今持っている部分も併せてですね。

○松永幹哉委員長

逆に、佐賀市立体育館でイニシャルとランニングの比較表は作っているの。この部分に対して、先ほど部長が10年から15年と言ったんだけど、5年の差は余りにも幅が広いし、それは精査しているわけでしょ。違うの。ここの体育館に対して輻射式なのか、従来式なのかという比較をしたのかということはどうなんですか。

○古賀地域振興部長

今回の面積でというのは、それに該当するようところがなかったので、それに近いところということで宇土市を持ってきました。それと、既にダクト式で入れている諸富のランニングコストとか、そういう情報をもとに比較したということでございます。

○福井委員

今、我々が知りたいのは、うちのやつを造るときに、あなたたちがイニシャルコストというのを今回出していますよね、1億3,300万円。そして、ダクトで七千幾らになっている。その辺のことをもう少し正確にきちんと出さないよというのが1つですよ。

そして、宇土とかを全部出さないというような意味で我々は欲しいんじゃないんだと。つまり、今回の案件については、きちっとした数字はあなたたちが出しているんでしょうねという確認だから、それでいいんじゃないですか。そこがきちっと出せないんだったらおかしいでしょうと、こういう指摘ですよ。

○松永幹哉委員長

先ほど部長がおっしゃった10年から15年という数字を出した根拠は精査しているんでしょうと先ほどから聞いているんだから、その書類はすぐ出せるのと聞いているの。

○古賀地域振興部長

精査となりますと、これから設計をするので、精査とまでの数字にはならないと思います。同規模のところのランニングコストの比較、それから保守点検料が要るか要らないか、そういったところを踏まえて比較したところでございます。

○松永幹哉委員長

ちょっと私が言い始めたから言うんだけど、先ほど7,000万円という話が出たんだけど、半分ですよ。2か所できるんですよ、イニシャルからすると。それは当然今回輻射式にするかしないかは、コストの面でイニシャルコストを精査しなければ、これは出ないですよ。どっちにするかと比較検討するとき、イニシャルコスト、当たり前で通常やるじゃないですか。新しいものをやるときには、どっちがどれだけの費用対効果があるんだというのは当然計算するわけだから、それに対して精査していないというのはおかしいでしょ。従来方式で幾らかかる、今度の輻射式で幾らかかる、その差額が幾らなんだという数字を出さないと、これを審査できない。

○古賀地域振興部長

精査と言われたのでそういうお答えをしたんですけれども、あくまでも設計をしないと詳細な数字は出ないということです。概算で、今、数字を出しているということです。

○松永幹哉委員長

だから、概算値を出さないと言っているんです。

○古賀地域振興部長

分かりました。じゃ、出させていただきます。

○松永幹哉委員長

すぐ出るの。それと、数値のことで、例えば今、他都市事例が示されているんだけど、これの面積、同規模なのかどうなのか分からない。他都市でこれだけ入ったと。さっき部長はずっとこうやって毎年入っていると言うんだけど、7年間でまだ導入事例はこれだけですよ。逆にどこも導入していないという状況なんですよ。実績が少ないという状況なんですよ。一般空調の工事からするとすごく少ないんですよ。そういうのを採用するのであれば、こういう利点があるからというきっちりしたデータを出さない。だから、この面積、どれぐらいの規模なのか、全部これを出したことに對して調査している

わけだから、すぐこれも追加をしてください。

それと、今回は設計費の審議ですから、空調だけで320万円というのは本当に妥当なのかというところがありますから、どういうふうに積算されたのか、図面枚数の予定数なのか、価格はどこからか見積りを取ったのか。そういう設計の320万円の——新しい方式ですから、その根拠を出してください。今言った書類、そろいますか。書類が出てから審査しますので、書類が出る予定を教えてください。こっちもあしたまで延長するのか、そういうことがありますので。

○スポーツ振興課職員

すぐお調べします。ちょっと時間をいただきたいと思います。明日の朝とかでもよろしいでしょうか。

○松永幹哉委員長

出ないというなら仕方ないですね。

(発言する者あり)

そしたら、出た後に審議しますので、ほかの部分をして、この件については、再度時間を調整して審議するというので進めたいと思います。

それでは、市立体育館以外の案件について、質疑のある方は挙手をお願いします。いいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、48号議案については、再度資料が出てから説明を求めた後に審査することになります。

次に、69号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第69号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表)歳出2款関係分、10款5項、6項 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手を。

○平原委員

富士のキャンプですね、富土地域振興センター、資料13の4ページの下の方ですね。これは、議案の説明を受けたときに地元の議員が発言したんですけども、ここについては、指定管理者については市の財源は出さないということで、あそこのキャンプ場の議案については賛同したというような経緯があるわけです。今回、420万円ですかね、支援するということについては、当初、指定管理者には財源は出さないという点からすると整合性がないんじゃないかというふうに見えますけれども、その辺はいかがですか。

○筒井地域政策課長

赤字補填をしないという意味で今まで説明してきたつもりでございました。今回、420万円は宿泊者に対して支援しますので、そういうつもりで、今回、予算を上程させていた

だいております。勉強会のお話しさせていただきましたけれども、そこに誤解があったのであれば、すみません。以上です。

○古賀地域振興部長

たしか、ここの運営については、指定管理料はゼロということで、赤字になっても補填はしないということで、この事業を始めてまいりました。ただ、その当時、新型コロナウイルスの想定とかは全くできておりませんで、あそこのキャンプ場については、地元の古湯温泉旅館と同じような対応でやっていきたいということもあって、赤字補填しないというふうに考えておりました。

ただ、古湯キャンプが、古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟にも加盟して、一緒になってずっとあそこの温泉地を盛り上げようとしてやってきているんですけども、新型コロナの支援金ですね、これが旅館は民間企業なので受けられるけれども、あそこは行政の施設のために受けられないといった状況が出てまいりました。

例えば、事業継続支援金とか、これは市の支援金ですけども、法人で20万円、これも旅館は受けられるけど、古湯キャンプは受けられない。それから、宿泊補助についても、2万円の利用を1万円ですることができるというのも、これも旅館は対象になるけれども、古湯キャンプは対象にしないというふうに市でもしております。それと、雇用調整助成金に対しましても、なかなか起業間もないということで、その部分がきちっと減額の条件を満たさないといえますか、それで対象にならないということで、支援金が民間企業でありながらことごとくもらえないというところもありまして、今回、古湯・熊の川温泉旅館にもメリットがあって、あそこの営業努力で宿泊者を増やすというような仕組みを考えられないかということで、今回、2,000泊に対して1人2,000円の補助を出すと。ただし、その団体の5%以上が地元の旅館に泊まらないといけないという仕組みを考えた次第でございます。以上です。

○平原委員

そしたら、プロスポーツチームの地域で……

(「すみません、関連」と呼ぶ者あり)

○白倉委員

関連なんですけれども、今、部長の説明は聞きましたが、理屈は分かるんですね。理屈は分かるんですが、地元の温泉を利用していただくのに関して2,000円の補助を出すということですが、それから、団体利用客、富士のセンターの団体利用客の20分の1。例えば、20人の団体が行くか、40人の団体が行くか、そのうちの1人か2人、向こうへ行ってくださいよと、そしたら半分出しますよというシステムでしょう。そういうことでは、違うんですか。20分の1が——ちょっと制度を。

○筒井地域政策課長

1人当たり2,000円をお出ししますけれども、出す条件として、40人までは旅館のほうに



2人は親御さんたちが泊まってくださいということなんですよ。

○白倉委員

20分の1が泊まってくださいと、20人に1人ですね。泊まってくれたら、ここのセンターを利用する人全部の補助が出るということですか。

○筒井地域政策課長

上限が10万円ですので、そういう意味では50人で頭打ちになります。

○白倉委員

例えば、ある意味、教育目的なんかの方だったら、一緒に泊まって、一緒にそのセンターを利用して、夜のこともありますし、芝生の場所なんかありますね。だから、そういうふうなことがいろいろあるんですが、とにかく寝るときに寝に行けばいいわけですか。ちょっと極端な話、食事はしなくても、寝に行ってもらえればいいと、そういうふうな考えでいいんですか。

○筒井地域政策課長

分宿していただければいいかと思います。

○古賀地域振興部長

補足ですけれども、例えば、40人の5%だと2人ですよ。当然、40人の中には、仮定ですけれども、合宿というものは、親御さんだったり、コーチの方だったり、監督だったりも一緒に来られます。そもそも、この事業のスタートとして、そういった大人の方は幾らか、旅館に泊まってくださいということでスタートしていました。今回はよりそれを促進するために、40人に対して、大人で監督、コーチ、それから保護者が来られて、2人は旅館に定価で泊まっていたら、残りの38人分に対して1人2,000円の補助をしますよと。それで旅館のほうも宿泊者が増えるし、こっちもそれで営業ができるというような考えで、この仕組みをつくった次第です。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○西岡真一委員

すみません。プロスポーツチーム連携活性化事業ですけれども、これは予算額全部委託料で上がっていますよね。ということは、企画会社なり、どこかに投げるということになるかと思うんですけれども、それで、感染対策、どこでも行事は今3密対策とかをやっているわけですけれども、外部委託する場合にどのように確保する予定なんですか。例えば、発注仕様書にこんなこんな書き込みますとかですね。

○稲富スポーツ振興課長

当然ながら仕様書の中には、3密を避ける、今あるガイドラインに沿った対策を練るというのは、条件というか、前提としての委託になるところでございます。

○古賀地域振興部長

補足いたします。

まず、まちなかスポーツフェアは、この地域振興部3に書いていますとおり、プロポーザルを実施したいと思っています。それで、できればこれは地域の経済振興にも寄与したいという思いもありますので、佐賀市内の業者に限ってプロポーザルができればというふうに思っています。

その仕様書の中で、イベントに関しては、国が段階的な緩和の目安というのを出しておまして、6月19日から人数の上限が1,000人に緩和されています。屋内50%とか、ある程度の、2メートルぐらいの間隔を取りなさいと。それがさらに収束すると、7月10日は5,000人まで上限を緩和すると。屋内は50%で、間隔は2メートルと。8月1日が、もしこのまま収束していけば、上限なしになっておりますので、そういったガイドラインをきちっと仕様書にもうたって、それを守っていただくようにしたいと考えております。

それから、トレーニングキャンプとか、各チームに委託をお願いするわけですが、各チームもそれぞれのリーグに所属していて、そういったガイドラインがあるというのは認識されていると思いますので、それに沿うということと、私どもからも、先ほどのようなガイドラインを基にきちっと、そういうふうな密にならないように対応してくださいというのは伝えていきたいというふうに思っております。以上です。

○西岡真一委員

そうすると、開催するかしないかの判断は緩和のフェーズによりけりということですから、そこはやっぱり市のほうから指示を出すということ。例えば、予定ではここでやることになっているけれども、緩和がそこまで不幸にしてなっていないとかいう場合は、ちょっとやめときなさい、延期しなさいと、そういう指示はするわけですね。

○古賀地域振興部長

資料にも書いていますとおり、環境が整わない場合は、事業延期、または中止をいたします。その判断というのは、感染状況、国のガイドラインとか、佐賀市内の状況、それから、九州管内の状況を見て、うちのほうからそういった指示を出したいと思っております。

それと、事前に、米印の2にも書いていますとおり、今、こういう感染状況で、ある程度収束したと思われますので、この時期に開催しますというのも事前に議会のほうに報告したいというふうに思っております。以上です。

○西岡真一委員

不幸にして、本当に不幸にして、このイベント参加者に感染が起きてしまったと。そういうときの責任というのは、やっぱり市が最終的には負わないといけないということになるわけですね。

○古賀地域振興部長

市の業務を委託するわけですから、当然、事業の主催者は市でありますので、市が責任を負うということになると思います。そのために十分注意をして、様子を見極めながらや

るといふことになると思います。

○西岡真一委員

最後1点だけ。先ほど部長の答弁の中に収束期という言葉があったと思います。市のホームページにありましたけれども、感染症の対策についてということで、フェーズごとにまとめてもらったのがあるわけですが、これによりますとスポーツの振興、この施策は復興期にやるということになるわけですから、大体、復興期を判断する目安というのは、さっき7月10日とか6月19日とかありましたけれども、これはどこが復興期に当たると思ったらいいでしょうか。国のアナウンスがあるんでしょうけど。

○稲富スポーツ振興課長

先ほどの説明は、地域振興部3の資料、この流れに沿って説明したところでございます。準備については、オレンジ色のところから始まりまして、それぞれに応じて実施するというところで説明したところでございます。

○西岡真一委員

ですから、収束期でも、ちょっと細かい話ですが、収束期が半分かかっているかというところでもいいのかなと思いますけれども。これは意見ですが、これは地域振興部ではないと思いますけれども、こういうフェーズごとにまとめた資料、書いてあることは全協とかで説明を受けてきたお話とか、既存事業を入れたりとかしてあると思いますけれども、こういうまとめたものがあつたら、大体、同時進行で議会のほうにもいただきましたかなというのがちょっと意見でございます。これは地域振興部ではないと思いますけれども、ちょっとこの話が出ましたので申し上げます。

○松永幹哉委員長

西岡真一委員、その書類というのはどの部分ですか。

○西岡真一委員

議案送付日にホームページに上がっていたものです。ですから、議案の発表と同時に市から出されていたものです。

○松永幹哉委員長

何かありますか。

○古賀地域振興部長

西岡真一委員が言われたのは、記者会見のときに、何かフェーズで出した資料ということでよろしいですか。記者会見資料としてですね。分かりました。その分については、執行部のほうで、そういう御意見があったということをきちっと情報伝達したいと思います。

○白倉委員

先ほど、何かあつたときには市が責任を取ると、市の事業ですからときっぱり言われましたので、あえてお聞きしますが、かなり厳しいスケジュールだと私は思っているんですね。例えば、子育てママのスポーツ教室なんていうのとか、キッズとか、チャレンジプロ

ジェクトなんていうのは、8月の頭ぐらいから徐々に入って、7月から準備という段階になっていますよね。もうすぐ7月ですよ、準備に入るわけですよ。

先ほど、8月ぐらいはどうかこうかと言われましたが、佐賀市においては、8月の頭の栄の国まつり、あれも密を防ぐために中止を打ち出しているわけですよ。秋のバルーン、あれは国際大会ですけども、やはり中止を早くに打ち出しているわけですね。そして、いろんなスポーツにしても、全国的に見たら無観客でやっているわけですよ。そういった中で、今から7月に入ったら準備を始めて、やっぱり子どもと密着して触れ合えないとできない事業ですよ、見ていたらですね。だから、本当に大丈夫なのかどうか。

例えば、準備から予算が要るわけですから、一旦委託すれば、何かで延長になったからその分返さないよというわけにもいかないようになってくると思うんですよ。だから、十分なるそういった見通しができているのかどうか。それが1点と、それと、一番最後のB2リーグの観戦チケットの補助が大人900円とか、小・中学生400円とか出ていますが、この席数ですね。21試合と5試合の分の席数なんかは、これは完全席数でカウントしているんですか。それとも、まだ密を防ぐ席数でこの予算はカウントしているんですか、どんな感じですかね。2点お願いします。

○古賀地域振興部長

当然、白倉委員が御懸念される部分というのは、我々も認識しております。

まず、キッズB&Bプロジェクトとか、子育てママのスポーツ教室というのは、密にならないような人数の構成でやっていきたいと思っておりますし、8月からできるかどうかというのは、収束状況を見ないと、それは判断ができないと思っております。逆に言うと、それができるまでは委託してはいけないというふうに思っています。あくまでも準備というのは、我々がいろんなチームとの調整とか、競技団体との調整を図って行って、できるような状況にしておく、そして収束状況を見ながら、議会にもお諮りしながら、やるやらないを判断していきたいというふうに思っております。

それから、まちなかスポーツフェアにつきましては、プロポーザルとかをやった後も一プロポーザルというのは業者を選定するわけですから、業者を選定した後にどういう案にするかというのを詰めていくわけですね、実際の企画の内容を。それで時間がかかるということで、11月下旬ぐらいまで準備というふうにしております。

これにつきましても、当然、先ほどの国のイベントのガイドラインですね、各プロ野球とか、Jリーグとか、プロスポーツチームもこういったガイドラインを基に今無観客にするとか、そういうふうになっております。ですので、我々もそれを参考にすると同時に、参加いただくプロスポーツチームにも意見交換をして、密にならないようにこういった対策を取るかどうか、そういう話もしながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、B2リーグの観戦チケット補助については、これは9月から販売になる予定ですけども、実際のリーグが10月になります。ここは、Bリーグと十分な調整が必要にな

りますので、単純にバルナーズといったチームだけの調整では実施できませんので、Bリーグと十分調整を図った上で、どういうふうな対応をするか。取りあえず予算としては、8月1日以降、上限がなくなった場合は席数を確保できますので、そういった状況も踏まえて、予算を計上させていただいているところでございます。以上です。

○白倉委員

やはり我々も予算を通すとなれば、責任もありますし、正直心配なんです。栄の国まつりも中止、バルーン関係も中止という、はざまのこの事業ですから。まして、密を防ぐとか言われていますが、キッズとバルナーズのコーチ、選手、チアリーダー、そこなんかのチャレンジプロジェクトとか、そういうのはやっぱり触れ合いがなかったらあんまり意味がないといえますか、同じボールを触ってですね——そういうものですから、大いに懸念しております。ちょっと1点、これは確認といえますか、きちっとしたいのは、まだ今のところ、コロナに関して、いろんな部分において、不安定な部分があると。ですから、準備は進んでも実施という段階にならないと委託費は先方に出さないと、そう理解していいんですか。そういった意味で予算は流れないと、事務的な準備だけで、実際には実施というところの手前というか、踏み切るところにならないと予算としては動かないと考えていいんですか。

○古賀地域振興部長

当然、まずは新型コロナウイルスの感染状況を見極める。国の方針も十分踏まえる。その上で、例えば、一緒にやるプロスポーツチームだとか、その加盟するリーグとかと協議をして、そして、こういう状況で、いつぐらいからやれるなというのを判断した時点で議会に御報告したいと思います。こういう状況ですので、この時期からやりたいと思いますというのを報告して、そして、了解を得たところで事業を実施したいというふうに思っております。以上です。

○村岡副委員長

このスポーツ関連のことで、何でこれだけ時間を取って議論させていただいているのかというのは、まず1つ、これがやっぱりコロナの緊急対策として出てきた交付金を使われているということなんです。

先ほど白倉委員とかも言われているとおり、佐賀市で計画されていたイベントを片や中止していく一方で、新しくこういう内容が出てくるという部分の整合性ですね。要するに、これが本当に緊急を要するような事業なのかどうかという判断をどのように考えられたのかというのが、まず1点、大きいと思うんですね。

ほかの事業というのは、ずっと事前に準備をしてきて、けど、難しいという判断をされて中止を決定されていると思うんです。けど、この事業は今から積み上げていって、できる状況ならやるというような事業だと思うんですね。と考えると、そこまでしてやらなきゃいけないのか、本当にこれは優先順位が高いのかどうかというのが1点大きいと思う

んです。

もう1点は、このコロナで出てきた交付金の中でも、配分されてというか、計画されている予算がほかの事業と比べても大きいんですよ。となると、本当に今、佐賀市に求められているコロナ対策の事業としてあるべき姿なのかどうかというのは、やっぱりどうしてももやもやした部分が出てくるんですね。なので、その緊急性の考え方、イベントを行うに当たっての判断基準というのは、やっぱり共通認識に立たないと、なかなかこちらとしても、予算を進めていく上での市民に対しての説明責任という部分で、経済的に大変な中、まだまだ飲食関係とかは本当に大変な状況の中を進められている部分もありますので、そういったところをしっかりと、こちらも説明していかなくちゃいけないので、これだけ質疑が続いていると思うんですよ。

なので、その緊急性の考え方とかという部分を、どのようにほかの中止されたイベントと比べて取ってこられたのかというのをもう少し明確にお答えいただけないかなという部分があるんですけど。

#### ○古賀地域振興部長

確かに、佐賀市でも大きなイベントが中止になっています。ただ、栄の国まつりとか、バルーンフェスタとなると規模が相当大きくて、準備に物すごく時間がかかるということもあって、栄の国まつりだと8月ですので、今の時点でそういう判断をされたというふうに思っております。

バルーンに限っては、日本国内だけじゃなくて全世界の新型コロナウイルスの感染状況も加味しないとイケない。そうなったときに、例えば、ブラジルとかは相当な感染者が出ています。そういった方々をはじめ、海外から来られるということを考えると、そういう判断もせざるを得なかったのかなというふうに私自身は思っております。

この事業に緊急性があったのかと言われると、当然、今すぐしなくちゃいけない事業ではないんですけども、やっぱりやるに当たって準備が必要なんですよ。いろんな調整がまず出てきますので、そういったことを考えると、9月補正で上げたとなると、大体9月定例会というのは10月上旬が閉会なので、非常に厳しいと。いろいろな声があると思いますけれども、当然、一番は人の命が大事だと。その次に日常生活の回復、それから地域経済の回復、そういうのも大事だと思います。

ただ、特に子どもたちとかを中心とした市民の心が非常に疲弊していると。ステイホームとかで、お母さんたちも、ずっと子どもがいることによってストレスもたまっているというふうなことも聞いておりますし、子どもたちのスポーツに携わる機会というのが二極化しているとか、子育てのお母さんたちが、なかなか子育てでスポーツとかに携われないと、やるだけじゃなくて見ることさえなかなかおぼつかないというアンケート結果も出ておりました。何か我々地域振興部としてできることがないかと考えたときに、我々が持っているコンテンツとしてはやっぱりスポーツだろうということで、ある程度の準備期間を

いただいて、そして、コロナが収束したときにはこういったことをやろうというのを市が考えていると、そういうのを市民の皆さんにも伝えていきたいと。こういったことをやることによって、少しはまちのにぎわいにもつながるんじゃないかということを書いて、この企画をした次第でございます。以上です。

○村岡副委員長

すみません。今、ちょっと予算審議の中でこういうことをお伺いするのはどうかと思うことなんですが、部長も答弁の中で事業の延期ないしは中止も視野に入れているというのを御発言いただきましたので、仮に、延期はあれですけれども、中止とした場合に、今予定されている事業費の考え方です。

午前中財政課で確認したら、繰越しもできるような交付金だというのは確認したんですが、例えば、そういう形で年度繰り越して同じような事業をされるのか。例えば、その部分については、ほかのコロナ対策に回すということも視野に入れられているのか、その点どうですか。

○古賀地域振興部長

新型コロナウイルスの対策としましては、先ほど副委員長言われたとおり、国から感染症の対応の地方創生臨時交付金というのが出されております。全国規模でいうと1兆円、佐賀市に対しましては、たしか7億8,000万円ぐらいだったと思います。今後、2次補正もあるということで、全国規模でいうと2兆円と言われております。単純に2倍にすると、16億円近くが佐賀市に次も来るのかなというふうに思っていますので、その分についても、当然、今後議会にお諮りして、いろんな対策、対応を打っていくことになると思います。

この分については、仮に予算をつけていただいたとしても、コロナの収束次第では執行できない状況にもなると思いますので、そのコロナの収束状況を見ながら、そのときに市として何が一番やるべきことなのかという優先順位をもう一回話をして、補正で組み替えるなり、繰越しするなり、そういった対応を今後の感染状況を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

○白倉委員

すみません。しつこくてごめんなさいね。これの提案理由、69号、今、内容と、あと執行できなかったときのこととか、市の責務とかいろいろ答弁がありました。

一つは、コロナ対策の予算としてつけているならば、ここにも書いてあります交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るところ、ここがやっぱり佐賀市にとっては大事な一つなんですね。このところはどういうふうに考えておられるんですか。これに伴って地域経済の活性化を図れると。もしくは図るよう導いていくと、何かそういうふうな案があるんですか。

○古賀地域振興部長

今回の事業は、まずは市民の皆さんの心を元気にするというのが一番の目的でございます。

す。市民の方が元気になることによって、地域も元気になるというようなどころを目指しています。

例えば、まちなかでスポーツフェアとかイベントを開催すれば、当然、まちなかでお金を使われるということも想定されるので、少しは地域経済にも寄与すると思いますし、Bリーグの観戦をすることによって、観客が多ければ当然それだけの人が集まって、そこでもその観戦に伴って、いろんな飲食とかも行います。実際諸富のハートフルでも飲食を認めていますので、そういったお店でお客様が買物をされて、試合の合間とか、試合中でも飲食をされていますので、そういったところで、間接的といいますか、副産物としてそういった経済の効果にも少しはつながるといふふうに考えております。

○平原委員

いろいろ意見が出ていますけれども、例えば、この事業の中で佐賀バルナーズに対して、平成30年に自治体としての支援文書提出ということになってはいますが、例えば、B2リーグ戦のホームゲームのマッチスポンサーに100万円とか計上されていますね。そういったところまで締結されている——支援文書の中にはどういう書き方をされているんですか、そういう支援もするというような書き方をされているんですかね。

○古賀地域振興部長

支援文書のときは、ちょっとこれは申し訳なかったんですけども、議会に御報告していなかったということがあります。それは平成30年8月だったと思います。佐賀バルナーズがBリーグのB3の準加盟チームになるときに、そういった市の支援文書が必要ということで市のほうが出しているんですけども、その後、B3に平成31年4月に上がって、今回、成績がよくてB2に上がります。そのB3のとき、令和元年8月に正式に連携協定書というのを締結しております。これは議会のほうにも研究会等で御報告いたしまして、当時の議長も出席いただいて、協定を結んでいます。

そのときの協定の内容としましては、バルナーズの情報発信に関する事、それから、イベントの相互協力をすること、それから、バルナーズの活動の促進に関する事、それとスポーツ振興に関する事、青少年の健全育成に関する事、そういったことで連携協力していこうということで協定書を締結しているところでございます。以上です。

○平原委員

その協定書は、議会にはまだ出していないということですかね。出されていないですかね。

○古賀地域振興部長

平成30年8月にBリーグに出したバルナーズへの支援書に関しては、議会に報告していなかったということでございます。今回、改めてサガスポーツクラブ、これはバルナーズですけども、連携協定を結んだときには研究会でこういうふうな協定を結びますということで御報告して、協定式には議会の議長にも参加いただいて、令和元年8月23日



に締結を行っております。以上です。

○平原委員

ちょっと言いにくい部分もあるんですけどね。佐賀バルナーズに関しては、富士の小学校体育館の問題とかいろいろあったので、最終的には執行部側のほうの副市長が責任を取られてという形になったんですけど、市民感情からすると、市民のほうは、必ずしも佐賀バルナーズに対する支援について、理解される方ばかりではないのではないかというふうに思うわけですね。なので、直接のバルナーズのあれじゃないですけど、見方によると、バルナーズの支援策じゃないかというような見方もされるわけでありましてけれども、我々もこれを通すに当たっては議会としての責任も生じるということで、我々もこれを通した後は市民からいろんな声が出るんじゃないかなというふうな危惧をするわけですね。そういったところからすると、どうなのかなという点が1つ。

それとあと1つは、御承知のとおり高校総体が中止されて、代替大会がありました。でありますけれども、保護者でさえ観戦ができなかったんですよ。そういったところからすると、今回プロというところで、観戦していただいて、それに補助金を出して、元気づけようということではあるんですけども、今回の目的がきちっと市民理解が得られるんだろうかなというところもあるわけですよ。ましてや、中体連についても中止されたわけですね。ここは地域振興部なので、教育委員会部局じゃないので、差し障りがあるかも分かりませんが、僕はせっかくのこのコロナ対策のお金について、こういう観戦に対してのお金の使い方じゃなくて、やはり一生の思い出が得られなかったところに予算措置ができなかったのかなというふうにちょっと残念なんですけど、その辺はいかがですか。

○古賀地域振興部長

まず、1つ目の富士小跡の体育館改修問題につきましては、私どもも大変申し訳なく思っています。あれは議会に御報告することなく、既決予算を使って体育館を改修したということと、あそこの富士小跡全体の整備の中で、当然体育館も関わるわけでしたけれども、それに先んじて改修して、バルナーズの練習で使っていたということで、きちっと議会に御報告してやるべきだったというのは反省しております。

ただ、それとまた別に、今回は新型コロナウイルスの感染対応として、地域、佐賀市が疲弊していると。市民が自粛自粛で非常に何か気持ちがいっているというところもありますので、特に子どもたちが何か明るくなるようなことができないかということで、地域振興部としてはスポーツを選んだわけでございます。

子どもたちは学校が再開されて、やっぱりうれしそうに学校に通っている姿を見たりとか、それから、SSPも観客の制限はありますけれども、高校生たちがあれだけ生き生きとスポーツをやっていると。新聞とかでも見ますと、高体連とか、夏の高校野球の予選がなくなったというので非常に落ち込んでいたけれども、SSPがあることによって、気持ちが、モチベーションが上がったと、いい思い出になるということも見ましたので、やっ

ぱりスポーツというのは、ただ単に健康の維持とか、体を鍛えるだけじゃなくて、人の気持ちを和らげるといいますか、物すごく明るくするというのと、人と人との絆づくりにもつながるんじゃないかなというふうに我々も思っております。ですから、そういった面からすると、先ほどの国のガイドラインとか、そういうものに十分注意しながら、感染しないように配慮した上で何かできないかということでこういうことを考えた次第でございます。

ですから、当然、今予算を上げて準備いたしますけれども、その準備の段階で感染状況がまた悪化した場合には、再度そこで立ち止まって考え直すということは重々我々も認識しておりますので、そこは議会にもお諮りした上で行動したいと思っておりますので、そこは市民の皆さんにも御理解いただきたいというふうに思っております。

それと、2点目ですけれども、やっぱりブルーナーズのイメージもあるんでしょうけれども、そこは我々が先ほど申しましたとおり——先ほど8月23日と言いましたけど、おわびして訂正しますけど、令和元年8月27日に協定を結んでいます。協定を結んで、先ほど言いましたそういった情報発信とか、イベントの協力とか、青少年の健全育成とか、それからスポーツの振興とか、そういうのを具体的に打ち出して連携協定を結んでいるわけですから、そこはやっぱり市としても、ホームタウンとして何か一緒にしていく必要があるというふうに思っています。

サガン鳥栖でも、ホームタウンは鳥栖なんですけれども、佐賀市と交流宣言をしています。その中で、約400万円の予算を使って毎年冠試合をしたりとか、いろんな後方支援をしたりとかというふうなことをやっておりますので、ホームタウンであるブルーナーズに対しては、やっぱりそれと同等もしくはそれ以上のことをしていかなければならないと思っておりますし、逆に言うと、彼らにも社会貢献していただきたいと、市に貢献していただきたいというふうな思いであります。

今回の予算は、あくまでも財政支援という考えではなくて、チケットの自由席を割引にすると。これは当然、子どもたちが一番来やすい値段であるし、席数も多い。親子連れでも来れるというところで、半額は出すけれども、あと半額は自分たちでお金を取らなきゃいけないと。それはやっぱり自分たちが努力をして、市民の皆さん方に魅力を与えないと来てもらえない。そういうふうなところもあって、自助努力も当然求めながらこの事業は進めていきたいというふうに考えた次第でございます。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようですので……

(発言する者あり)

○白倉委員

ちょっと1点。議案質疑にも山下明子議員のほうから出ておりましたけれども、資料の13番の地域振興協働推進の部分ですね。ここに関しては、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの期間限定で、会議室を3時間使う団体に対して支援を行うということで、40回分、無料にするということなんですが、先ほども言いましたし、議案質疑も出されていたように、まず、ここを使っている市民団体の数、全体の市民団体の数に対する、ここを使っている実績のある市民の数を改めてちょっとお聞きしたい。

それと、私もこの会議室を使うんですが、会議室が無料になったからといって、例えば、いろんな手段で会議とかやっていますし、総会とかそういうのも事務連絡で終わっていますので、無料だからあえて行こうという部分でもないんですよ、極端な話ね。それなら、この協働推進という予算を300万円つけたなら、もっと有効な使い方がなかったのかどうかというのを今の商工ビル7階、委託している方たちとどれぐらい議論されたんでしょうかね。そこをちょっとしっかりと聞かせていただきたいと思います。

○馬場協働推進課長

まず、利用団体なんですが、市民活動プラザの登録団体数が令和2年3月末で517団体ございます。そのうちに約350団体が利用されているところでございます。

あと、議論についてなんですが、まず、会議室を利用するということで、今回3密対策ということで、小会議室に入る人数を3分の2——小、中、大とありますけど、3分の2の人員にしているものですから、小会議室を今まで使っていたけれども、中会議室、大会議室をどうしても使わなければいけないということで、年間そこで研修をされている団体も多くございますので、利用料が高くなるということで意見をプラザのほうでかなり受けております。

実際私たちも団体のほうにお尋ねしたところ、年間50回ぐらい使われている団体もありますので、そこが12万円とか13万円とか会議室で使うんですね。となると、大体1.5倍とかになりますし、やっぱり補助金とか会費で市民活動をされている団体が多うございますので、苦しいということの御意見をかなり多くいただきました。ちょっと今回、特に市民活動団体、350団体全ての団体が大体この支援を受けられるということになりますので、この会議室利用の免除というのを考えました。

○松永幹哉委員長

部長、補足ありますか。

○古賀地域振興部長

補足ですけども、今回はこの会議室の減免の部分だけを予算化しておりますけれども、実際、既決予算の中でいろんな対応をしております。といいますのは、市民活動プラザに大体団体の方が利用に来られるんですけども、その団体の方が困っていらっしゃる。今、いろんな団体に対していろんな支援制度も出てきておりますので、そういった支援制度の周知と、それと、あそこの一番重要な仕事としては、我々は相談事業だと思っています。

相談員を配置して、いろんな悩み事に対応しております。その中で、リモート会議をやりたいと。なかなか人が集まれないとかいった場合には、市民活動プラザが中心となって、そういった方たちにリモートで参加していただいて、会議をやって、リモートの仕方とか、そういうのもやっております。あと、団体の方で、例えば、宮崎議員の一般質問でもありましたけれども、フードバンクさがとかが非常に貢献していただいているという話もありました。我々も悩み相談の中にも、実はフードバンクさがにおつなぎした案件もあります。高齢者の一人暮らしの方に食品を福祉輸送サービスということでされていたんですけども、コロナの影響で、4月から事業を中止せざるを得なかったと。それを相談に来られました。そのときに、事業を中断したことによって、高齢者の方々の栄養状態とか、認知症になっていないかとか、そういうのが非常に心配と言われましたので、フードバンクさがが食品を代わって輸送していただいて、それと同時に安否確認とか生活支援までしていただいたというふうな事例もございます。

そういったことは既決予算でもやっていますし、そういったお悩み事の中から、また今後、予算が必要になる分については、コロナ対策としてまた上げていきたいというふうに考えております。以上です。

○白倉委員

フードバンクというのは、佐賀市の、いわゆる活気起爆剤の大きな団体ですから、ぜひ今後もずっと意見を聞いてやっていただきたいということをまずちょっと申し上げまして、ここの3密で、要するに何と申しますかね、今まで会議が必要な年度末、年始というのが一応過ぎているわけですね。ですから、この予算づけについて、3密で大きな部屋を必要とするとかいうのがある程度過ぎている頃かなと思うんですね。これから3月までは分かりませんが。それで、1回3時間で1つの団体がこれを利用できる回数制限というのはあるんですか。全40回分、1回3時間、1団体、同じ団体がこれを利用できる制限というのがあるんですか。

○馬場協働推進課長

1団体が1回につき3時間で40回まで利用できるということです。

○白倉委員

今、7月に入ろうとしていますですね。半年の間に40回。

○馬場協働推進課長

週1回の計算をしております。今、40回というのが、3月までの週1回の計算で大体39週ございますので、大体40回なんですね。それで、9割の団体が大体40回の中に入りますので、どこの団体も大体この支援が受けられる範囲だと思います。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第2号及び第3号報告について一括して執行部に説明を求めます。

◎第2号報告 令和元年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第3号報告 令和元年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様の質疑をお受けします。質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、それでは、地域振興部に対する第48号議案、市民体育館の空調設計費、これについては、今後の実施設計、実施予算における大きな重要な予算であります。この場で説明資料、それから、追加資料も提出していただくことが通常です。大きな予算を伴うに当たって、委員会研究会も開かずにいきなりこんな大きな予算の執行を議会に上げるときには、しかるべき説明が必要です。そここのところをしっかりと理解してから資料の提出を求めます。よろしいでしょうか。

○古賀地域振興部長

こういったことを、しかも6月補正でやるということで、なおさら、事前に議会、総務委員会の皆さんに御説明しておく必要があったというふうに反省しております。

資料を提出しましたけれども、中身が不十分であったことに対しましても重ねておわびを申し上げます。至急作成しまして、再度提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○松永幹哉委員長

それでは、本日の地域振興部に関する質疑を終わります。

執行部の職員は退室されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、休憩を15分取りますか。20分まで休憩いたします。暫時休憩。

◎午後4時05分～午後4時20分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開します。

長時間にわたり、委員の皆様には大変お疲れさまでございます。

それでは、総務部の69号議案を再度審査いたします。資料も含めて執行部に説明を求めます。

◎第69号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳入全款、歳出2款（1項18目を除く）、9款、10款5項、6項（総務部6、総務部7の資料） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明に対して委員の皆様から。

○平原委員

今資料をいただいたんですけれども、総務部の7の資料で、例えば、1次避難の春日公民館、これまでの避難者というのはそんなに多くはないというふうな感じでありましてけれども、想定する人員が1,239人です。それで、コロナを想定した場合の区画が44名ということで、想定1,239から44と、1,200弱ぐらいの方々の避難場所を第2避難所、第3避難所というふうに考えられると思いますけれども、例えば、春日公民館にこれだけの方が来られたときに、第2避難所、第3避難所で賄えるというふうに思っているんですかね。

○杉町消防防災課長

まず、ここの1,200という数なんですけれども、これが施設の面積を1人当たり2平米という単位で割って数を出しておりますので、実際に使えるところが、例えば物が置いてあったりとか、そういったところも考えられますので、実際の数としてはこれより少なくなってくるのかなというふうに考えております。

避難者の受入れができるかということなんですけれども、消防防災課としては、昨年の避難実績、一昨年の避難実績等を勘案しまして、これからいけば、1次避難所、また、2次避難所ですね、小学校等開けていけば、収容ができるのかなというふうに考えているところでございます。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

○福井委員

このこと、それから先ほどの総務部の調達の部分ですね、総務部5の資料というものを勘案してみると、例えば、1次避難所はこれで37ぐらいあるんですかね。その後、2次ということになってくるので、当然のことながら、1次避難所で足りないの2次避難所といった場合に、段ボールベッドなんかというのは、これは恐らく発熱している人であるとか、ちょっと具合が悪いというような人を対象にしていると思うので、1次避難所が2次避難所まで流れると、段ボールベッドで50か、この辺はどう使い分ける考え方をしているんですかね。現実的な課題となったときに。

○杉町消防防災課長

この数の考え方なんですけれども、まず考えましたのは、例えばマスクとか、こういう消毒液、せっけん、除菌シート、使い捨て手袋、あと養生テープ、こういったものについては、やはり感染を防止するために必ず準備しなくてはいけないということで、これについては全避難所を開けても足り得るように数を準備しているところでございます。

今おっしゃいました段ボールベッド、こういったものなんですけれども、これについては、必ず対象者が出てくるというのはちょっと、そのときの状況で分かりませんので、では幾ら準備すべきかというのも、なかなか算定しにくいところがございますので、まずはこの数を準備して、それで、あとこの余りといいますか、1次避難所に置けない分とか、そういったものは拠点のほうに置いて、必要に応じてそこから移動するとかということ、また、

先ほど協定の話もしましたけれども、まだそれでも足りない場合は、そういう協定を結んだところからも調達するというふうなことで、災害の状況に応じて配慮していきたいというふうに考えております。

○福井委員

災害の状況にもよるし、それからコロナの患者の——コロナのというか、コロナが疑われるようなケースにもよるので、そうそう予測もできないかもしれない。しかし、大雨がががが降っていて、段ボールベッドみたいなものを緊急に用意しないといけないといった場合に、災害でいろいろ対応している最中に、拠点の施設からどうやって運ぶのか。そういうふうなことを考えてみると、事前の想定というのはやっぱりしっかりとかなないと、何とかな、いざとなったときに、がたがたと動いて対応するというのは非常に現実的ではないんじゃないかという気がするんですけどね。

だから、そういう点で例えば——もちろん可能性としてはそんなことを言っても、恐らく体調を崩すような人はそんなにいないかもしれないけれども、ただ、1次避難所に1つぐらいいは準備しておくみたいなことがある意味においては必要なんじゃないかというようなことも想定しながら対応するとか、その辺のことをしっかりとかなないと。いざとなって、災害で風雨がひどくなってからの段階で、公民館のあそこの倉庫から運ぶみたいなことになるというのは非常に非現実的じゃないかなというふうに思うので。要するに、あなたたちがどういう想定をしてここに臨んで、特に1次避難所である各公民館において想定して、どんなふうに対応するかということをししっかりとかなないと。今のお話を聞いただけでも、恐らく右往左往するような感じになるんじゃないかなという気がするので、そこら辺をどんなふうにもこの間準備され、そして、やってこられたのかなとその辺をちょっと心配もするんですけど。

でないと、恐らく被害の状況によっては、もっと大変なことになってくるんじゃないかなという気もしますし、密を避けるということが大前提になっていますから、そんな中で対応していくということになってきますから、その辺の対応をししっかりとかなないと。これが限度かなというふうに思いなさいといえども、しかし、私はやっぱり市の対応としてはその辺が足りないんじゃないかなという気がします。もっと現実的な対応をししっかりと皆さん方で想定して、実はこの数字も出せましたということになってくれば理解はできるけれども、ちょっとその辺が合わないといえますか、説得力がないなという気がしますけどね。

○池田総務部長

一番、やっぱり気をつけていたのは、国の指針が4月に生まれて、2メートル以上、間を取っておくこと、これが一番気をつけていた点でございます。国、県の指針の中で、どうしても2メートル以上取れない場合は段ボールの間仕切りを使うとか、工夫しなさいよと出ておりますけれども、やはり一番大きいところは2メートル以上の区画を取りなさいと

いうところ。その分は5月末に庁内の連絡会議も行っておりますし、この間の資料でお渡ししました公民館長への会議の中でも出しておりましたけれども、区画を取ることというところは、国の指示のとおりに行けるように職員への周知を行って、こういうふうには1次避難所でもコロナ想定避難想定ということで、この部分も情報共有を行っていたところではあります。

それで、先ほどの段ボールベッドとか簡易ベッドにつきましては、やはり想定ができませんので、各公民館に2台ずつ配置して、そのほかは8か所ある拠点備蓄倉庫に13から20台程度は置いて、そこから搬出すると。これは公民館の保管スペースの関係もあって、50台全部を公民館に分けられたらそれが一番いいんですけども、そういった形で拠点備蓄倉庫から必要に応じて運び出すという形に今現在はしておるところでございます。

○福井委員

ということは、段ボールベッド、各1次避難所には2台ずつ置くということですね。

○池田総務部長

すみません。段ボールベッドが1個と簡易ベッド、同じように50センチメートルぐらい、担架みたいなやつで、パイプできて、少し地面から高くなっているようなやつですけども、それを1台ずつ配置しようと思っています。

○福井委員

それは、例えば、避難所の中で体調を崩した人であるとか、あるいは高齢者であるといったような対応の人を想定しているということですね。

○池田総務部長

そのとおりでございます。

○白倉委員

まず、先ほど出していただいた資料、避難所別の数値なんですけれども、北川副とか、循誘とか、松梅とか、あとどこですか。今現在コロナの対応しないといけないような状態のときに、昨年とか、その1年前と同じようなあれが来れば、もう既に避難人数がオーバーしていますよね。というのはそれなりの理由が、水がたまりやすいところとか、土砂崩れが心配とか、いろいろ理由があると思うんですが、そこに対してはどういうふうな考えをまず持たれるんですか。まずこの人数が行けば無理でしょ、コロナ対策としては。

○杉町消防防災課長

今言われた分については、昨年の豪雨災害時の避難者数というのを一応ここにお示ししておりますけれども、その中で、既にこの想定人数を上回るような場所については、初めから小学校とか、そういったところを2か所同時に開けるということを考えております。

○白倉委員

そういうお考えがあるんなら、その辺の周知ももちろん十分に必要でしょうし、まだ梅雨明けしていないときにどれぐらい降雨量が降るかちょっと分かりませんので、何せ素早



く周知も含めて、方針を固めていただきたいというのが1つ。それともう一つは、段ボールベッド、床ベッドというふうなことなのですが、コロナ対策の場合は、床自体、地べたにコロナ菌が飛ぶというのが今テレビでもしょっちゅうあっていますが、飛沫として床にたまと。そのために、各自スリッパを持って避難してくださいよとか、いろんな考えがあるんですよ。

ですから、そういう対策も同時にこれは考えとかないかんのですよね。そのために、床に飛ぶから段ボールベッドが有効だということで、段ボールベッドをたくさん備蓄する自治体も全国を見たらあるんですよ。なるべく床から離して寝てもらおうというふうな部分です。それができなければ簡易ベッドなんていう考えもあるんですが、そのあたりをどう考えておられるのか。

○杉町消防防災課長

今、飛沫感染を防ぐために、床から高いほうが感染するおそれというか、そういうのが少ないというのは、確かに報道等、そういったところでも言われておりますが、ただ、それが科学的に証明されているというわけではございません。ただ、そういうことをしたほうが感染のリスクが確かに低くなるということは、そう言われておりますので、それも私どものほうとして承知はしております。

ただ、現実的に私どもが対応として考えていますのは、今言ったようにスペースを取って、人と人との間隔を取って、それで密な状態を作らないというところで対応するというのをまず第1に考えてやっています。

○白倉委員

分かりました。ただね、いただいた公民館で配っている資料にしても、テープを使って区切りをつくってと。その一つの目的としては、他のエリアに入らないというのがあるんですよ。自分のエリアで、ほかのエリアに土足で気軽に入っていない。そういう考えもありますので、その辺はやっぱりきちっと整理していただいて、こういった資料を作られるからには何のためのテープ張りかということも含めて、それはやっぱり飛沫防止、床に落ちている飛沫の防止、よそに持ち込むことという考え方があるんですね。

だから、その辺もぜひ整理していただきたいというのと、それと段ボールベッドと簡易ベッドに関しては、お年寄りとか、ちょっと体の不自由な方とかいうのがありますが、今、ちょうど私が一般質問する前の日ぐらいでしたかね、県が民間ホテルとの提携というのは打ち出しましたですね。身体に障がいのある方とか、御高齢者にホテルを利用してもらうというような考えが出ているんですね。というのは、身体に障がいがある方とか御高齢者は、福祉避難所として指定されているところにはコロナの時期には行けないんですよ、福祉避難所という施設とか、そういうところに。施設側もガードされますし、コロナの時期、そこへ避難していくわけには現実的にかないんですよ。ですから、ホテルを利用するというふうなことを県は推進しているんですが、そのあたりの連携というのは、1

週間近くたっている中であれから取られているんですか。県と佐賀市との話し合い。

○杉町消防防災課長

旅館組合とか、そういったところとの協定の話だと思いますけれども、それについては、県が最近協定を結ばれております。市のほうからも、その辺の運用の仕方、どういった場合に該当するのかとか、その辺をちょっと詳しく電話等で確認しているところなんですけど、県のほうとしても、その辺の細部のところまではまだはっきりと決まっていなような状況と聞いているところですので、その辺をこれからも県とは連携を取って、詰めていきたいと思っております。

○白倉委員

コロナのときには特に必要な協定というので、マスコミにも載っていましたので、積極的に県と意見交換していただいて、早く環境整備ができるようによろしくお願いしておきます。

○松永憲明委員

総務部7の資料をずっと見ておりますけれども、ちょっと気になるのが2枚目のところ。川上小学校は、平成30年7月6日では何も記載されていないんですが、これは避難者があったのではないかと思うんですけれども、いかがですか。なかったですか。

○杉町消防防災課長

ここに記載しておりますのが、そのときの災害対応した分の記録でございますので、これによりますと、そのときは避難者はなかったということで考えております。

○松永憲明委員

実際避難者が来られたんですよ。私が行って見てきておりますから。

○村岡副委員長

公民館におられたんですか。

○松永憲明委員

はい。

○村岡副委員長

公民館じゃなくて、真っすぐ小学校。

○松永憲明委員

公民館から……

○村岡副委員長

公民館じゃなくて、真っすぐ小学校ですか。

○松永憲明委員

真っすぐ、はい。

○村岡副委員長

公民館の数がこれで、小学校の数がこれ……。

○松永憲明委員

僕が言っているのは、川上小学校の体育館。公民館ピーク時、各公民館ピーク時じゃなくて、川上小学校の体育館にも実際避難されてきておったんですよ。いらっしゃったんです。市役所職員の方もいらっしゃったんです。私、学校をずっと回っておりますので。各学校の対応状況もずっと確認して回ったわけです。ですから、おられたというふうに私は思っておったものですが、ちょっと……。

例えば、蓮池なんかは公民館を使わずに小学校の体育館ということで、皆さん方、学校のほうに行かれていますね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

あそこでも1回怒られまして、鍵が開いていなかったぞと議会報告会の折に怒られたりもしましたけれども、連携がうまくいってなかったのかなというように思うので、私たちも、はい、すみませんでしたというふうに申し上げてきたところなんですけど、1次避難所に全てやっておけばいいというふうにはなかなかならない。私が申し上げたように、地域の実情によって学校になっておったり、あるいは地域の自治公民館になっておったり、特に中山間地域のところは、午前中申し上げましたように、自治公民館になっているところがあるわけですね。電話がかかってきまして、下無津呂の公民館に来てくれと、下無津呂がこうなるとるから、ひどいから見に来いというふうに言われて行きましたし、平原委員もそのときは行かれておりました。その後、私が行ったりして、ずっと回って見ているんですよ。だから、公民館に行って、避難の状況等を確認しながら、自治会役員さんたちとも話をしたりとしてきているわけです。

そういったところも含めてやっぱり計画は立てるべきではないかというふうに私は申し上げているわけなんです。もちろんそれは各支所の中で、公民館長会議などをされた中で、どういうふうにしていくのかということは、またお話がされていくかも分かりませんが、そういうふうに全体の状況を把握しながら提起していかないと、この指定避難所の公民館長だけを集めて話をすればよいということにはならないと思うんですね。各支所長あたりもしっかりとお話をして、自治会長、それから公民館長あたりとも連携を取ってやっていかないといけないんじゃないかなと思うんですね。

そういったことから備品等の数を積算していくことが必要じゃないかと。ずっと話を聞いておって、そういうようなやり方を踏んでいかないと、ただ出しましたよと、計画しましたよというだけでは、即対応というのはなかなか難しいというのが現実としてあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。以上、私はそういうふうに思っておりますので、ちょっと見解があればお願いします。

○杉町消防防災課長

今、御意見がございました件ですが、私どものほうでは、できる限り、現場が避難所運営をする上で混乱しないように、そういったところは、これからも支所等とまた連

携を図りながら、その辺の課題、問題点等を探って、またそこを実際の災害時に困らないように、連携を十分図りながら対応していきたいと考えております。

○松永憲明委員

最後は、いろいろ備蓄品をどうのように積算していくかというところの話をやっているわけですから、そういうところがどうだったのかということなんですよ。どういうふう考えられて、この数を出されてきているのかということなんですよ。

○松永幹哉委員長

再度答弁できますか。

○杉町消防防災課長

その必要数というところで、最初のほうでも触れておりましたけれども、それぞれの個別の品目については、先ほども言いましたが、消毒液、どうしても感染予防のため必要なものは全ての避難所に行き渡るようにその数を出しているところでございます。

あとの簡易ベッド、先ほど出ました段ボールベッド、こういったものについては、できる限り、公民館等、こういったところにも配置して、あと残りの分は拠点のほうに備蓄して、災害の状況に応じて必要なところに配置していきたいというふうに考えております。

○松永憲明委員

それで、自主防災組織をもう既に立ち上げられて、いろんなものを備蓄されているところもあると思うんですね。そういったところとの整合性といいますか、そういうところは当然検討されたんでしょうね。

○杉町消防防災課長

自主防災組織との……

(「いろんな備蓄品を置いてあるでしょう」と呼ぶ者あり)

はい。こちらの今回の調達予定物品というのは、原則として、まず、市のほうで使う指定避難所、ここでの活用を考えております。自主防災組織については、例えば地域の自治公民館、そういう隊員の地元にある公民館、こういったところを災害時の避難所とかに設定されているところもございます。そういったところは、自主防災組織に対して資機材の整備に関する補助金等も市のほうで設定しておりますので、そちらのほうで対応していただくということで考えております。ですから、自主防災組織が備蓄品を幾ら持っているから、じゃ、ここには少なくしますよとか、この計算上は、ちょっとそこまではできておりません。

○松永幹哉委員長

ほかに。

○平原委員

災害のときの避難所に、今、松永憲明委員のほうからもちょっと、下無津呂だったですかね、公民館にたくさん来ていらっしやいました。そのときに言われたのが、下無津呂の

公民館だけじゃなかったですもんね。上無津呂だったかな、とにかく自治会の公民館が避難場所になって、何か所かあったんですよ。だから、ここに記載されている富士公民館とか小学校とかだけにとどまっていなわけですね。だから、確かに補助金で準備していただくというふうなさっきの答弁だったけど、担当のほうからすると、やはり災害のときに、自治公民館まで含めて、どこに何人が避難されたというのをきちっと把握しておきながら手を打つべきだと思うんですよね。だから、その辺はちょっと注意していただきたいと思います。

○松永幹哉委員長

答弁ありますか。

○杉町消防防災課長

自治公民館の避難者数というのが、あくまでも地域で、自分たちで避難所を設定して、避難されているわけですし、そこにうちのほうから、避難者が何人ありますよというようなところを全てに報告を求めているわけではございませんので、ちょっとその数の把握というのはなかなか厳しいかなと思います。

○松永幹哉委員長

そうじゃないだろう、今のは。

○平原委員

いやいや、それは分からないということじゃなくて、佐賀市民が危機感を持って避難したというところが、行政側が指定しているところだけじゃないということですよ。なので、自治公民館であっても避難されている実績があるということは、しっかり行政としても把握して、手を打たないといけないんじゃないですか。市が指定したところ以外は把握していませんでは話にならないですよ。そういませんか。数字は出ていると思うんですよ。それを把握しとらんもん。ちょっと何か他人任せのような答弁やったね。

○杉町消防防災課長

すみません。先ほど、その報告を求めていないと言いましたけれども、こちらのほうに向こうから報告があった分については、こちらで現状把握をしております。報告があった分についてはですね。

○平原委員

ということは、例えば、災害のときに避難された下無津呂の公民館、下無津呂の公民館は民家まで押し出されて、ややもすると人身事故、死亡事故にもつながりかねないような大災害だったわけですよ。そういったところの住民の皆さんがこぞって、地元でありますけれども、下無津呂公民館に避難されたんですよね。だから、それは上がってきた分は分かれますよじゃなくて、さっきも言ったように、同じ富士町内でも、そこだけではなくて、あと数か所あったはずなんです。そこはきちっと把握しとかないといかんのじゃないですかということなんですよね。だから、上がってきた分は分かっていますじゃなくて、

やっぱりそれはどうやったですかというふうにはきちんと行政側のほうが把握しとかなないといけないんじゃないですかということですよ。

○杉町消防防災課長

ただいま御指摘があった分ですね、避難者数を確実に把握するべきということでしたので、今後、そこの自主避難、地域でされた分についても、しっかりこちらのほうで把握していきたいと思っております。

○福井委員

今回、要するに69号議案に関連して、ここまでいろいろ議論が長引いて、しかも資料の再請求とかいろいろあっている。途中では総務部4の資料みたいなものが出て、私もこれを見て、ちょっと啞然としました。公民館の館長たちを集めての指示をして、その中にはちゃんと5月29日にこういうふうにして取り組んだと。ただ、そのときの話としては、この内容は案であって、まだ相互の調整をすべきだみたいな話になっていたんだけど、しかし、議案としては、具体的な調達の予定の物品で上がっていると。

だから、こういうふうなものを現実に対応して、公民館、1次避難所で対応しようと思えば、この総務部4みたいな内容というのは、もっときちんとした青写真が事前に私たちの前に出されて、それで、こういうふうにしてやりますと、こういうふうな数字を準備して調達いたしますので、対応としてはこうですよというのが出てくるのが本来の筋道だったと思う。

これらは、まさに総務部4の資料が後から出てきてということになってしまったので、私もその全体的な流れということについては、大丈夫だろうかというふうなことで思っているわけですけど、実際問題、例えば今回の調達の部品を含めて、いろんなことを各1次避難所、所によっては2次避難所まで対応していかないといけないと言っただけでも、これは現実的にしきるのかなと。

現場は公民館の関係者がいるけれども、公民館の関係者ということは、公民館長を含めて、主事がいるくらいしか、ほかは誰もいませんよね。こういうものを実際誰がやっていくのか、具体的に現場になったときに。その対応とかなんとかのいわゆる出勤の中身の対応、こういったものを本当にしっかりやれるんですかね。それが、この総務部4の資料にあるのがこうですよと言われたらいかんけれども、これもまだ検討中なんでしょう。そういうことを含めてちょっと。

○池田総務部長

コロナウイルス感染症への避難所における対策ということでちょっと整理して申し上げますと、4月に国のほうから指針が出されました。それを受けて、5月29日に庁内の連絡会議を行っております。このときに、国の指針、先ほど申し上げました2メートルの間隔を取りますとか、避難者の健康状態の確認ですとか、十分な換気の実施といったことを避難所担当を含めて、庁内で情報共有を行ったところでございます。

ただ、まだ支所ですとか避難所担当の部局との協議がもう少し必要ということで、そのときにきちとした方針としては仕上がらなかったんですけど、その後の6月11日かな、出水期に入ったところで公民館長会がございましたので、国の指針に対してはこういうふうに動きますと。2メートル取りますとか、換気を頻繁にしますというふうなところの部分はきちとしとかなないと、避難所が運営できないというところで、そこは避難所を管理する公民館長ということで情報共有を行ったところでございます。

ただ、市民への最前線ですので、そこまで言ったということは、暫定的ではあっても、事前に議会のほうには報告すべきだったなと反省はしておるところでございますけれども、その後、支所ですとか、先ほど申し上げました避難所担当の庁内の部局とも協議、検討を重ねてきましたので、早急に対応マニュアル——マニュアルということになるのか、方針ということになるのか分かりませんが、そこをまとめていきたいというふうに思っております。

○福井委員

いきたい——ということは、それはいつ出るんですか。

○池田総務部長

あと支所との協議がもう少し残っておりますので、それを終えて策定になります。

○福井委員

ベースになるのはあれですね、総務部4の中身の資料で、国の指針を受けて、広報でいくということになるわけですね。

○池田総務部長

国の指針を受けて、分散避難についての市民への広報ですとか、可能な限り多くの避難所の開設ですとか、健康状態の確認といったところは、国の指針どおりでございますので、館長会での資料の形がベースになると思います。

○福井委員

先ほどどなたかの意見にもありましたように、公民館長が恐らくこの書類を見て、私たちはこれを直接、実務はとても対応できないという御意見を言われているのはかなり多いですよ。だから、そういう点では、いざ災害と、それから今回のコロナということを含めたときの対応については、市がやっぱり本当に全面的に出てやらないと大変なことになってくると思います。その辺のことは、もちろん支所を含めてこれから対応されるということだと思っておりますけど、その辺を本当にきちと縦横やって、先ほど言われた数字の問題なんかについてもきちと把握して、実際、どっかにおんさったねじゃいかんわけですよ。その辺はきちと対応できるような体制をどんなふうにご考えられていますか。

○池田総務部長

分かりました。ありがとうございました。

○村岡副委員長

すいません。今、部長は支所とこれから協議していきますというふうにおっしゃいましたけれども、この避難所の昨年、一昨年の避難状況を見ても、やはり土砂災害は怖いので、北部地域のほうは避難されてくるんですよ。そこを管轄しているのが支所なんですよ。先ほど松永憲明委員が言われたみたいな各地域の自治公民館に避難された状況というのも全部支所は押さえているんですよ。だから、こうやって数字が出せるんですよ。

なので、今、コロナ期にあって、佐賀で避難所をしっかりとやらなきゃいけない、災害として想定しなきゃいけないというのはやっぱり雨ですよ。その被害で、命に直結するような避難をしなきゃいけないのはやっぱり北部地域なんですよ。それを、避難所を開けていく、簡単に人数が想定より多いところは避難所を増やして開かなきゃいけませんとおっしゃいますけど、それに対する人員の確保というところまでしっかりとかなないと、支所だけで回れませんよ。公民館は、旧市内は管理人がいらっしゃって鍵を開けたりとかできるかもしれませんが、旧郡部の公民館に管理人はいらっしゃいませんから鍵は閉まっているんですよ。雨の災害、夜なつたときに開けに行かなきゃいけない方は決まっていますけれども、その辺のところ、避難所の運営については、本庁管轄よりも支所管轄のところをしっかりとあげないと、避難所自体が開かないという状況が往々にしてあるんですよ。さっき言われたみたいに、ここの避難所として公民館を開けずに小学校を開けようというのも現場の判断ですから、そういったところを想定できるような人員を確保するというのが大前提です。そういう人員の体制が組めて初めて、備蓄品がどれだけ必要かというのが分かってくるんですよ。

なので、少なくとも、一番最初に聞きました。これは現場の声を聞かれていますかというのは、確実に災害としてこのコロナ期においては人数が増えて対応しなきゃいけないところというのは数字が出ているじゃないですか。何でそういったところの話をしっかりと聞こうとしないんですか。そういうのをやって組み立てていかなきゃいけないのが今の時期の避難所のあり方だと思います。

なので、今、早急につくりますというんですけれども、先週だって大雨、もしかしたら災害があってもおかしくないぐらいの雨になったかもしれないじゃないですか。雨というのは予測ができますから、どの時点で危ないというのができるのであれば、それを見越した人員の配置ですとか、対応というのを事前にとっておくというのが避難体制だと思うんですよ。危機管理だと思います。申し訳ないですけど、その辺についての意識が物すごく現場と乖離している感じがするんですね。なので、マニュアルというか、その対処方針とかというのは、本当に早急につくっていただかないと、明日にでも天気が崩れて災害が起きたときに、今のままだとただただ混乱するだけです。その点、ちょっとお考えもう一回お答えください。

○池田総務部長

まさしくおっしゃるように、支所との協議の中は人員の問題がかなり大きいところで



ざいます。もとより、昨年、一昨年等で支所への支援の人員の問題が結構大きい部分がありましたので、その分は大きな問題というふうに把握して、支所との協議を進めているところでございます。そこはきちっと、災害が起きたときに、避難所の運営に当たれるように行っていきたいと考えています。

○松永幹哉委員長

部長、先ほども言いましたように、危機管理がなっていない。議員みんなが計画はどうなんだということを言っているじゃないですか。至急しますじゃなくて、いつまでにするというぐらいのことは言えないんですか。来週また雨が入りますよ。そういうことを最初に、避難計画マニュアルを決めてから数字を出すべきだと最初からみんなが言っている。

○池田総務部長

まだ打合せ事項は残っておりますけれども、1週間程度をめどに策定していきたいと思っております。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

○白倉委員

1週間程度ということなんですけれども、私がちょっと聞きたいのは、まず、公民館に出された総務部資料4をずっと見ているんですけれども、これ自体作るに当たって、例えば庁内会議、担当部署だけじゃなくて庁内会議全体を通してこれは作られているんですか。何かそんな感じが実はしないんですね。というのが、何といいますかね、一致団結せんと、まず、行政職員だけじゃ無理だから民間も訓練して、一緒にやりましょうということをやっている自治体もあるんですよ。まず、庁内会議自体はこの資料4を作るときに踏み込まれてされているんですか。コロナ感染期に災害が起こった場合というのは、それはどんなですか。横断会議、庁内全体ですね。

○池田総務部長

5月29日に災害対策の庁内連絡会議の中で審議した内容でございます。

○白倉委員

これからもっともっとその辺の議論は重なっていくでしょうから、支所は支所で本当大変ですよ、人員がいない中で全部責任を負わせるのはですね。

それと、どういうふうなタイトルでつくられるのかは知りませんが、今ちょうどコロナだから、新型コロナウイルス感染症対応についてということになっているんですが、東日本大震災のときに、ちょうどノロウイルスがはやったんですよ。だから、そういうこともありましたし、インフルエンザの蔓延期にちょうどぶつかるときもあります。要するに全て共通するのがウイルス感染症対策なんですね。だから、そのところも、暫定的にまずつくられるのかどうかは別として、全感染症に対応するようなものはつくっておく必要があると私は思います。

○杉町消防防災課長

今、委員がおっしゃいました感染症への対応ですけれども、早急に必要なコロナ——今現状でまだ収まっておりませんので、この対策をまずはまとめたというふうを考えております。

今おっしゃいましたあらゆる感染症への対策というところですが、これについては、今後は保健福祉部局、そういったところと協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○松永幹哉委員長

いいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは次に、第3号報告について執行部に説明を求めます。

◎第3号報告 令和元年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○松永幹哉委員長

今の説明に対して委員の皆様の質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、これで総務部に関する質疑を終わります。

職員の皆様は退室されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様にお諮りしますけれども、市民生活部から発言の訂正の申出があつておりますので、入れ替わりをお願いします。

◎執行部入れ替わり

○松永幹哉委員長

どうぞ。

○三島市民生活部長

市民生活部でございます。長時間にわたる御審議でお疲れの中、申し訳ございません。

実は先ほど第54号議案 佐賀市市税条例等の一部を改正する条例の中で、福井委員のほうから償却資産に係る質問に対する答弁について説明させていただきたい部分がございますので、よろしく願いいたします。

○小林資産税課長

市民生活部2の(5)②のイですけれども、よろしいですか。3ページになります。

生産性革命の特例につきまして、福井委員のほうからどれぐらいあるのかという御質問をいただきました。その際に、平成30年度が31件、令和元年度が43件、令和2年度2件とお答えしておりましたが、これは工業振興課が行いました新規の先端設備の認定件数でありました。固定資産税の特例措置を新たに行ったものにつきましては、平成31年度が14件、令和2年度が31件となっております。

なお、平成30年度は特例措置の制度の適用開始が平成30年6月6日からとなっているため、

対象はございません。以上でございます。

○松永幹哉委員長

分かりました。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、委員の皆様には本当に長時間にわたりお疲れさまでございます。

あとの今日の日程、明日の日程を幾分打合せして、協議したいと思います。

まず、本日の委員研究会は、あしたに繰延べということよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

続きまして、あした地域振興部の議案審査が残っております。今のところ、密にならないように、離れたところの第4会議室の10時からの候補がありますけれども、これについてはいかがいたしましょうか。

なお、今日の審査が終わってないんですけれども、現地視察の確認、これも同時並行で、どちらを先にするか、あるいは審議を聞いてから行くのか、その辺も含めて、もし今の時点で現地視察があれば、それも含めて打合せをしたいと思います。

○福井委員

もしよければ、現地視察で、可能であればサンライズパークの例のパネルが見られればありがたいなと思います。

○松永幹哉委員長

本庄の市民体育館はいいですか。

○平原委員

いや、ワンセットで。

○福井委員

向こうのね。それなら、それもセットでいいと思います。

○松永幹哉委員長

じゃ、それを先に……

○福井委員

見て。

○松永幹哉委員長

先に行く。

○平原委員

現地視察を先にしたほうがいいのではないですか。

○福井委員

現地を先に見たほうが何か少しできるんじゃないですか。

○松永幹哉委員長

審議していったらまた審議ということですがけれども、現地で聞きながら、再度帰ってきて審議すると。

○村岡副委員長

向こうで資料をいただいて、説明を聞きながら。

○福井委員

いいのではないのでしょうか。

○松永幹哉委員長

それと、県の施設が見れるかどうか。

○福井委員

それもある。

○松永幹哉委員長

暫時休憩します。

◎午後5時21分～午後5時37分 休憩

○松永幹哉委員長

総務委員会を再開します。

現地視察の希望がありましたので、現地視察をして、県のサンライズの体育館及び佐賀市の市営体育館の空調設備に関する現地視察を行いたいと思います。日程として朝10時に出発、午前中に視察を終え、午後1時からまた審議を含めて委員会の開催ということにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、その後に研究会という流れで進めていきたいと思います。

それでは、本日の総務委員会を終了します。お疲れさまでした。